

日野町議会第4回定例会会議録

令和7年9月定例会議

令和7年9月11日（第2日）

開議 9時17分

散会 16時02分

1. 出席議員（14名）

1番	錦 戸 由 佳	8番	山 本 秀 喜
2番	福 永 晃 仁	9番	高 橋 源三郎
3番	谷 口 智 哉	10番	加 藤 和 幸
4番	松 田 洋 子	11番	後 藤 勇 樹
5番	柚 木 記久雄	12番	中 西 佳 子
6番	川 東 昭 男	13番	西 澤 正 治
7番	野 矢 貴 之	14番	杉 浦 和 人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	安 田 尚 司
教 育 長	安 田 寛 次	政 策 監	河 野 隆 浩
総 務 主 監	吉 澤 利 夫	厚 生 主 監	山 田 甚 吉
産 業 建 設 主 監	柴 田 和 英	教 育 次 長	正 木 博 之
税 务 課 長	杉 村 光 司	企 画 振 興 課 長	大 西 敏 幸
交 通 環 境 政 策 課 長	小 島 聰 勝	住 民 課 長	増 田 武 司
福 祉 保 健 課 長	福 田 文 彦	福 祉 保 健 課 地 域 共 生 担 当 課 長	芝 雅 宏
子 も 支 援 課 長	森 弘 一 郎	農 林 課 長	吉 村 俊 哲
建 設 計 画 課 長	杉 本 伸 一	上 下 水 道 課 長	嶋 村 和 典
会 計 管 理 者	三 浦 美 奈	学 校 教 育 課 不 登 校 対 応 担 当 課 長	赤 尾 宗 一
生 涯 学 習 課 長	加 納 治 夫	生 涯 学 習 課 歷 史 文 化 財 担 当 課 長	岡 井 健 司
図 書 館 長	平 松 久 明	總 務 課 主 席 參 事	岡 本 昭 彦
学 校 教 育 課 主 席 參 事	音 羽 克 之	代 表 監 查 委 員	東 源 一 郎

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長　園城久志　議会事務局書記　藤澤絵里菜

5. 議事日程

日程第 1 議第 51 号から議第 74 号まで（人権擁護委員の候補者の推薦についてほか23件）および報第 6 号から報第 8 号まで（私債権の放棄について（水道料金）ほか2件）について

[質疑]

〃 2 議第 51 号から議第 52 号まで（人権擁護委員の候補者の推薦についてほか1件）について

[採決]

〃 3 議第 53 号から議第 74 号まで（財産の取得について（図書館システム電子計算機器類）ほか21件）について

[委員会付託]

会議の概要

－開議 9時17分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

一起立・礼一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりであります。

日程第1 議第52号から議第74号まで（人権擁護委員の候補者の推薦についてほか23件）について一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、報第6号から報第8号まで（私債権の放棄について（水道料金）ほか2件）についても質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 皆様、おはようございます。質疑ということで、私からは合計5つ質問のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1つ目、議第58号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてということで、ご質問させていただきます。議案書、新旧の対照表を参照ということでやらせていただきます。

ふだん私たちも使用させてもらっている住民票とか印鑑証明などの各種証明書の窓口での手数料が200円から300円に改正される件ということでご質問させていただきます。

関連としまして、令和6年度の決算資料から見てみると、手数料の収納状況、公用手数料の免除件数が2,301件、一般的の件数は2万6,549件というふうに令和6年度の決算でなっています。一昨年度、令和5年度を見てみると、公用が2,685件の一般が2万9,561件ということで、窓口の件数自体は、昨年度は一昨年度より減っているんです。

この件数の違いというのがまず1つ目、近年、人口減少等に伴い減少傾向にあるのか、また違う理由でこの窓口に来られる方が減っていて、ただ、発行されているのは、マルチコピー機等も使用して、変化はどれぐらいあるのかということをまずはお聞かせいただきたいと思います。

もう1つ、各種証明にあたってはマルチコピー機、コンビニ、それからショッピングセンター等にございますけども、そちらの手数料は200円に据置きということで、この金額の違いはどのような理由があるのか、ご説明いただいたんですけども、

再度お聞かせいただきたいなということ。この2つをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、続きまして大きく2つ目、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）から1つ質問させていただきたいと思っております。道路維持補修事業、予算書の14、15ページ、土木費、道路維持費、そこで1つ質問させていただきたいと思います。

補正金額1,270万円の増という形になっています。昨年度の同時期の補正予算を見ても少し金額の差があるのかなと思っているんですが、これ概要にも行政懇談会での経緯を踏まえてというふうなことが昨年度も書かれています。この時期の補正予算は、当然、行政懇談会を経て各地区からの要望を担当課が対応するというふうな形かなと思うんですが、この行政懇談会等の地区要望を経て、優先順位というのはどのように決定されているのかなというふうなところでお聞かせいただきたいと思います。緊急度であったり地区の順番、日野は7地区がまだ活動されていますので7地区の順番等があるのかというふうなところです。

それからもう1つ、ちょっと大きな議題になるんですが、今まで日野町は、町制70年ということで各旧村単位の地区ごとに行政要望をするというふうなやり方でやってこられています。ただ、今後、人口減少とか、今、自治会の在り方を再編されている中で、この地区ごとに要望していただくということが果たして行政にとっては本当に効率的というか、しっかりと住民福祉につながっているのかどうかというところが、これ日野町の僕は1つ課題かなと思います。

地区ごとのほうが当然分かりやすくてよいのか、日野町全体として見たときには、地区というよりかは優先度が多分かなり緊急性とかが差になってくると思いますので、そういったところで、今のベース、行政懇談会等をベースにした要望が本当に効率的なのかどうかというところを担当課としてどう思われているか、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、大きくもう1つ、議第68号、令和6年度日野町一般会計歳入歳出決算から3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、決算書の1ページ、歳入のところを見ていただければなと思っています。私これ、昨年も少し質問させていただいたんですが、収入の未済額について監査委員さんのほうからもいろいろとご指摘は頂いていますが、令和5年度を見てみると、未済額1億236万9,147円ということになっています。令和6年度に関しては9,998万9,993円ということで、一昨年度よりも未済額が少なくなっていると。前年度比2.3パーセントの減でありということで、これは担当課の皆さん、それから関係者の皆さんのが徴収に対してかなり努力をされているのかなというふうに思っています。

歳入歳出自体の金額は上がっているんですが、未済額が下がっているということは、それなりにいろんな方法を取って住民の皆さんに働きかけをされているのかなと思っています。やはり頂けるものをしっかりと頂くというところから物事は始まるかなと思いますので、決算審査意見書にもその旨が記されているということで、これは私、前向きに評価できることかなと思っています。指摘ばかりもいいんですけども、行政の職員さんとか、あと関係者の方が努力した結果がこういうふうになるというのは、非常に住民さんにとっても分かりやすいのかなと思っています。

ただ、高齢者人口は2042年に約4,000万人でピークを迎えるというふうに言われていますので、今後も多分、外国籍の方の編入であったりとかが今非常に増えています。課題はまだまだあると思う中で、日野町の町税等の滞納対策会議というものがあると思うんですけども、これが効果的に働いている結果なのかどうかとか、そうか住民さんの動向が変わってきたのか、それから、納付する形が今デジタルも含めいろいろな形で納入ができるようになりますので、そういうところの効果が出ているのかどうか、内容のほうをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、大きく2つ目、事項別明細書の74ページ、総務管理費のところです。日野町婚活支援事業補助金と日野町結婚新生活支援補助金の決算額、合わせておよそ50万円のところを見させていただきたいと思っています。

これに関してはそんなに金額が、決算額は大きくはないんですが、私はそのことが問題かなというふうに思っています。第6次の総合計画、いつも持たせていただいている総合計画の22ページに「将来人口展望、2030年に1万9,500人を維持します」というふうに書いています。社人研の推計では1万9,000人まで下がるというところを、日野町としては1万9,500人をとにかく維持するというところが前のほうに書かれています。

持続可能なまちづくりを進める上で人口減少のカーブの維持というのは、私は使命課題であると認識しています。単純に、最近、人口減少とか少子化対策、出生率の増加という言葉ばかりがちょっと先行するんですが、大事なのは人口動態の変化と高年齢化にどう対応するかということだと思っています。

今、上向きになっている町税、歳入の町税、それから、企業誘致を含めた働き手、担い手不足が今後も加速するであろうというふうに思っています。この日本という国は婚内子、結婚されてから子どもさんが生まれる確率が98パーセントという国です。その中で未婚化・晩婚化がもう一番の少子化の原因であるというふうなデータが出ているにもかかわらず、決算上の金額は歳出全体の僅か0.005パーセントというふうな形になっています。

非常にこれ対策は難しいんですが、少子化対策・こども未来戦略会議の中でこの

部分についてはどのように今現在議論されているか、そして、町として結婚支援、出会いの場の創出をどのように今後議論をされているのかをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから最後、決算全体を見させていただいて、お聞きしたいと思います。

歳入全体への課題として、町税、町民税約16億円、固定資産税約21億円、軽自動車税、町たばこ税というふうなところで、中期的な見通しは企業誘致の結果もあり、中心に成果が上がっていると認識しているんですけども、今ちょうどトランプ関税と呼ばれる相互関税と追加関税に関する日米交渉が、一定、不確実性は少し後退したかなと思っています。しかし、特に分野別で見ると半導体とか医薬品、日野町にもそういう関係の企業がおられると思うが、引き続きちょっと注視していく必要があるかなと思っていますし、GDPの成長率、それから企業の倒産件数の上振れが予想されているという中で、やはりこの固定資産税、それから町税全体、まだまだちょっと予断を許さない状況になっていると思います。

現在、町としても課題として認識して、いろいろ施策を行っていただいているが、本当に日野町が中長期的に、町民の皆さんのが人口が減る中で持続可能性をしていこうと思うと、この決算全体をどのように見られているのかというところをお聞かせいただきたい。

以上5つ質問しましたけど、ご回答をよろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） おはようございます。何点か福永議員からご質問を頂きました。私のほうから答えられる部分については答えさせていただきたいなと、このように思います。

まず、議第58号、手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご質問いただいた中で、お答えさせていただきます。いわゆるコンビニ交付の手数料の200円と300円の差ということでございます。

こちらにつきましては、税務証明もしくは住民関係の証明がコンビニで取れるということでございます。これにつきましては近隣の市町とのまず手数料の差というか動向を確認させていただきまして、その中で今回の改定に至ったわけでございます。特に、近隣市町で窓口手数料が300円というのが大半でありまして、その中で200円ということで設定されておりまして、やはり、近隣に足並みをそろえるというわけではないですけども、この部分は適当であるということで300円に上げさせてもらいました。

コンビニの200円につきましては、やはり窓口で負担いただいている、窓口に来ていただいて交付することもいいんですけども、利便性を高める誘導策ではござい

ませんけども、窓口での負担軽減でありますとか今後のマイナンバーカードの利用拡大とか活用を考えました結果、やはりこういうことも必要であろうということで、今回導入させていただいたものでございます。

それと、行政懇談会などの要望で優先順位はどうだということでございます。

こちらにつきましては、行政懇談会以外にも様々な団体もしくは地区からご要望を頂いているところでございます。こちらにつきましてはいろんな優先順位がございます。今回、通常9月で補正させていただいているのは、できるだけたくさんの方にお答えするということで、行政懇談会の中で対応させていた部分については対応させていただくということです。

そのほかでもなかなかご要望にお応えできていない部分がございます。そういう部分につきましては、大きなものもございますので、予算措置でありますとか、どういった形がいいのかというのを研究させていただいた中で、当初予算もしくは補正予算の中で対応させていただいているところでございます。優先順位というのは特にございませんけども、それぞれの状況の中で、必要性に応じて対応させていただいているところでございます。

続きまして、決算全体でのということでございます。こちらのほうにつきましては、決算をどのように見ているのかということでございます。

議員おっしゃるように、最近の情勢につきましては、どちらかというと上向きの、経済が上り調子であるのかなと、このように思っております。ただ、一方で、おっしゃるようにトランプ関税ということで、課題といいますか、世界、経済の中で心配されるところもあるところでございます。このような中で町の財政をどのようにするのかということは、かなり難しいことかなと思っております。

町の財政の基本につきましては、長期につきましてはやはり企業誘致による固定資産の安定した収入を得る、短期につきましては近々の町財政の中での財源を生み出していく、また、ふるさと納税といった、そういった既存の制度を活用させていただいた中でさせていただいているというところでございます。

なかなか予断を許さないという状況があるということで今もご指摘いただきましたので、この部分につきましてはそういった状況、また、財政の状況、また、国の動きなんかも十分留意しながら財政運営に努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願ひします。

福永議員より、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）について質問を頂きました。

まず、道路維持補修事業について、昨年度より補正額が大分減ったのではないか

というご質問でございます。

昨年度につきましては、緊急自然災害対策事業債を活用した町道村井奥師線の舗装修繕工事が1,800万円と大変大きな額であったということで、昨年と比較すると減ったというところでございます。今年度につきましては、緊急自然災害対策事業債を活用した舗装事業につきましては当初予算で予算を確保して対応を既にしているというところでございますので、今回下がった分については、それが大きな原因ではあるかなというふうに思っております。

次に、行政懇談会で各地区から要望が上がることに対して建設課としてはどう考えているのかというところでご質問を頂きました。

建設設計画課としては、行政懇談会7つの地区が終わりますと、県事業への要望も合わせますと300を超える要望があるような形です。通常の窓口でも年間180ぐらいの要望があって、非常にたくさんの方々の要望を頂いているところでございます。

そんな中で行懇の要望に対しましては、建設設計画課のほうでは、まずは現地のほう確認させていただきまして緊急性の高い事案から対応している。近年、補修に係る部分がたくさんあります。緊急性が高い部分かなと思いますので、そういう部分から対応のほうを進めているというところでございます。

また、地区ごとに要望いただくことについて建設課としてどう考えるのかというところでございます。

地区ごとで要望いただくことで、地区の中で既に要望に重点要望とかということで優先順位をつけていただいていることで、要望を整理する上では整理がしやすいのかなというところは考えております。

また、そういうこともあります、地区ごとに要望されることで、地区の中でルールも決められているところもありますので、地区によってルールが違ったり各集落によって要望のされ方が違っていたり、例を挙げますと、もう今年は要望がないよと言うてくれる集落もありますし、10個を超える要望をたくさん挙げられる集落もあったりするので、そういうところの要望の上げ方にも差があるのかなというところで、そういうところをどういう判断していくのかというところは難しいところかなと思っております。

建設設計画課としては、まず現地の状況を確認して、あとは区長さんとできる限り、回答は建設設計画課で見て書くんですけど、まずは区長様と現地を確認して対応の方法は考えているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） 先ほど福永議員のほうよりご質問を頂きました、発行数が減っているということなんですが、1つについては、マイナンバーカードが導入されて各機関に連携されているということがありまして、窓口発行が減っている

のかなということがあります。それについては住民票とかになるんですけども、戸籍については広域化交付ということで、取れる人が決まっているんですけども、本人でしたら全国どこでも市町村に行ってもらったら取れるということで、減ってきているのかなと思っている次第でございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）の関係で、行政懇談会の要望の中で、行政懇談会を町で一本化できないかというようなことでございます。

先ほど建設計画課長のほうからもございましたように、地域の要望であったり、優先順位を決めていただいているというようなこともございますので、ということともう1つは、この行政懇談会のほうは地域のほうからご要望を頂いているというような形で来ていることになりますので、それを町一本でという、地域のほうでいろいろと相談された中で要望いただいている部分もございますので、なかなか一本にするというのはちょっと難しいのかなとは考えておりますけども、そういうご意見があったということで、役場の中でも一度相談していきたいと考えております。

続きまして、議第68号の令和6年度一般会計歳入歳出決算から、結婚に係る町の対応についてお尋ねいただきました分についてお答えさせていただきます。

町では婚活事業を平成23年から開始しておりまして、25年からは婚活事業の専任の臨時職員を雇用して、婚活イベントを実施してまいりました。会を重ねる中で参加者の固定化など課題も出てきたことから、東近江地域2市2町で広域連携による婚活事業に参加する形で事業を取り組んできたところでございます。

近年ではイベントではなく、滋賀県が推進する「しが・めぐりあいサポートセンター しが結」を活用した支援に参画させていただいておりまして、結婚を希望する方の巡り会いを応援するために、しが結の登録料の一部を補助しているほか、県内各所で行われる出張の会員登録会のご案内等を、希望される方に情報提供させていただいているところでございます。

また、町内各地で開催いただいている婚活事業につきましては、平成27年から補助制度を創設し、結婚を希望する方を応援する地区での取組に支援をさせていただいているところでもございます。

また、婚姻に伴う新生活の経済負担を軽減するために、若年層の移住・定住促進による少子化対策を図るということで、日野町への定住を希望する新婚世帯の住宅費等の補助制度を今年度改正し、補助対象を拡充して支援しているところでございます。

また、町の少子化対策および子育て環境の充実に関する方針、施策その他重要事項について協議することを目的に設置しております少子化対策・こども未来戦略会

議において、出会いから結婚、出産、子育て、教育と、ライフステージに応じた施策を総合的に支援していくための取組を協議しているところでございます。現在のところ、これらの事業の進捗管理やこれからの子育て支援の在り方を、定例の会議を開催し、協議しているところでもございます。

出会いや結婚に係る町の支援ということでお尋ねいただいておりますが、今年度より予算を増額を行いましたので、しっかりとこの対象となる方にこの支援制度の情報が届くように周知を努めるとともに、婚姻する方が増えること、また、日野に定住をしてもらうことを期待しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（杉村光司君） それでは、福永議員のほうから2つ質問のほうを頂きました。1つが証明書等の発行件数に関する関係のことの部分と、そしてもう1つは、収入未済額が減っていますので、それに対して、滞納対策会議を含めましてどういった努力等、あるいは高齢者、外国籍の方、そういったところに関してになります。

お答えさせてもらいます。

まず、証明書のほうにつきましては、平成28年からコンビニ交付サービスというものが入っています。そこと比較していきますと、やはり当初はどうしてもマイナンバーカードの取得というのがあまり進まなかつたということもありますので、なかなか伸びはなかつたんですけど、年々やはりこのマイナンバーカードのほうの取得が進んだといったところで、窓口での証明発行件数というのは今、減少傾向となっていると思います。

また、例年6月以降に証明書が新たに更新されるんですけど、各事業所のほうで行われています被扶養者の所得状況の調査とかそういった場合に、所得の分かるものとして所得証明書もしくは課税証明書等の添付とともにこれまで必要であったといったことから、窓口のほうに込み合うといった形で来ていただいていたというのもあるんですが、近年はそういったことも、コンビニ交付のほうが主になってきていますので、変わってきているのかなといった、少なくなってきたのかなといったことも感じていると思っています。

これはやはり、従来ですと証明書の発行は役場に来庁しないとできなかつたということになるんですけど、マイナンバーカードの取得によりまして、閉庁している土日あるいは時間外でもコンビニエンスストアのほうで取得できるようになつたといったことは、大きな要因であるかなというふうに思っています。また、平成29年以降につきましては、自治体や国などの行政機関の間でマイナンバーのほうを活用しました情報連携によりまして、各種社会保障の関係の手続につきましても、従来は必要であった、こういった証明書等の添付も減少したといったことも理由の1つかなというふうには考えているところでございます。

続きまして、未済額のほうにつきまして、滞納対策会議等も含めましてになるんですが、町の滞納対策会議につきましては、これまでから何度か話をさせてもらっていると思うんですが、税や料、使用料等を取り扱う課と関係課、そういったもので構成しています。毎年度、継続的に実施していまして、税や料、使用料等を取り扱う課を中心に、効果のあった滞納対策の情報交換、そして滞納対策の中での課題、処理方針、そういったものの検討など、未収金の縮減に向けた会議を取り扱っているところになります。

ただ、ここをしている中で、納税意識の希薄化といったところにつきましては近年やはり感じるところはあると思っています。納税相談をしていましても、どこかやはり他人事で、自身のローン等の支払いを優先したりとか、どうしても税金等は後回しになるといった、この現状は今もあるといった形になってきます。

また、外国人の増加で、そもそも納税の認識すらない方というのもこの傾向の中に入ってきています。こういった方につきましては訪問いたしまして納付催告等をします。そして、していくんですけど、ただ、それでも一向にやはり来られないという、どうしてもやはり日本語が通じないといったところの現状も増えてきているといったことも感じています。

ただ、この状況のままでは納付につながりませんので、納付相談はもとより、納付がない方に関しましては、預金、給与等の財産調査を進めまして、財産があれば差押えをするといったところにつきましては毎年度進めているところになります。この預金等財産調査をしましても財産等が見つからない場合は、執行停止というものをしまして、3年間その状況、財産等が見つからないと、こういった状況が変わらなければ欠損をして翌年度に未収金として繰り越さないといったような、そういった形で未収金の抑制に努めてきています。結果としまして、未収金のほうが年々やはり抑制につながってきているのかなというふうに感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それぞれご回答いただきまして、ほぼ、よく分かったということでお思っております。何点かだけ、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず、手数料徴収条例の件、今も税務課長からもお答えいただきました。幾つかの課からお答えを頂いたんですけども、関連質問として、この件数自体、窓口件数は、当然下げるというのは、マルチコピー機とかいろんなデジタルを活用して簡素化するということは、当然、職員さんの働き方とか窓口の人員の確保にも十分つながるかなと。

当然、住民の皆さんの住民福祉とか使い勝手がよいというふうなところはあるんですが、何かそれよりも、その件数が減ってきて、一定、無人機、マルチコピー機

等で発行ができるようなときが恐らく来るんじゃないかなと思うんですが、件数がもう1年ごとに3,000件ぐらい恐らく減っているかなと思うんですが、これどこかで、一定減ってきたときに職員さんの体制とかというのは新たに見直すことができるのかどうかというところ。これずっと減り続けていても、同じ方がずっといなあかんというふうなのが当然窓口かなと思うんですが、一定減ったところで人員体制の再構築ができるのかというふうなところが見えてくると、もう少しやり方も出てくるのかなと思うので、そういったところを1点ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

全体的に、決算全体で主監のほうからお答えいただきまして、当然、今、町としても課題認識をされてやっているところはあるんですが、先ほどの結婚支援の話もあったんですが、一定のやはり規模がないと経済というのは回らないのかなというふうに思っています。このままずっと人口カーブが下がり続ける、今、対策は取っているんですが、下がる角度がきつくなると、どこかで一気にいろんなものが崩れてくるのかなと思うので、人口維持というものはやはり大きな責任があるかなと。

減るのはもう分かっている話です。なので、カーブの維持をどんだけ引っ張れるかというところがこれから問題になってくると思うので、そういったところで、要望ではないんですけど思いとしては、決算全体もそういったところで逆算して施策が行われていくかなと思いますので、ぜひまた一緒に考えていくべきなと思っていますので、一番最初の手数料徴収条例のところだけお答えいただければなと思っています。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（杉村光司君） 議第58号、手数料徴収条例の一部改正について再質問いたしました。窓口の件数を下げるによって、今後の人員確保であるとか職員の働き方に影響してくるけども、職員の体制はどうなってくるんやと、こういうことかなと思います。

当然ながら、窓口交付が減ればその分の仕事というのは空くかなと思うんですけども、やはり役場の行政の仕事が近年すごく増えてきているところもございますので、そういった部分では、窓口でも今、朝8時半から夕方5時15分まで勤務いただいているけども、ほかの事務に振り分けるというわけではないけども、ほかの事務もしていただく必要もあるかなと思っております。

そこにつきましては、今後、効果がどのような形で表れてくるのか分かりませんけども、取りあえずは住民さんの利便性をまず第一に考えて取り組んでいきたいな思いますし、今後の状況によってそのことも考えていきたいなと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 私からは1点、大きく1点について質疑させていただきたいと思います。

議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）からなんですが、その中に有害鳥獣駆除事業、ニホンザルの捕獲状況によるモニタリング調査を実施するという項目があるんですが、これについて質疑させていただきます。

まず1点目、この事業の全体像を教えていただきたいです。モニタリングがどういったもので、どういった計画に基づいて行われているのか、その後どういうふうな動きをしていくのかや費用負担に関しても教えていただきたいです。

2点目、こういったニホンザルに関する事業として、直近で効果というのはどのように出ているのでしょうか。

以上2点、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 3番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま谷口議員から、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）の中に計上しております第6款・農林水産業費の有害鳥獣駆除事業につきまして、大きく2点ご質問を頂いたところでございます。

そもそもこの計画、どういった計画なのかということ、そして、モニタリングとかをして、その後どうしていくのか、また、費用負担の関係とかをお尋ねいただいたところでございますけれども、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等に対する有害の駆除に関しては、県が策定します計画や東近江地域2市2町が定める計画がございまして、それに基づき駆除事業を実施しているところでございます。捕獲を計画的に進め、獣害による被害を軽減させることを目標としているところでございます。

モニタリング調査によりまして、特にニホンザルですと、猿の群れの個体数を調査いたしまして、一定規模以上の群れですと、その群れが危害レベルがどうなのか、いわゆる集落とかの人的、そしてまた作物等への被害を及ぼす危害レベルがどの程度なのかということを確認いたしまして、一定規模以上のものであれば個体数調整とかに進んでいくというようなことにさせていただいております。

ニホンザルにつきましては町内に幾つか群れがございますので、その群れの頭数の調査を計画的に、地区を順番に回りながら実施させていただいているというようなところでございます。こういったニホンザルの個体数調整に係る事業費等に対しましては県の個体数調整事業の補助金がございますので、それを活用して事業を進めているというようなところでございます。

次に、大きな2つ目の、直近での成果はというようなことでのお尋ねでございま

すけれども、有害鳥獣の駆除事業全体といたしましては、令和6年度には日野町全体でニホンジカを497頭、イノシシを100頭、ニホンザルを34頭捕獲したというような状況でございます。この7年度におきましては、ニホンザルの個体数の調査を6年度中に終えて、そして個体数調整をしていくということで順次進めてきたものと、それから現在も別の群れでは調査をしているものと、そういうような形で取組をしているところでございます。

集落の方からは、今年度そういった個体数調整を、大量捕獲して大量の処分をいたしますので一気に出没回数が減ったというようなことでの感想、そういうようなことは寄せていただいているということでございますので、引き続きそのような効果を継続させるためには、集落の皆さん方と力を合わせて、追い払いですとか、食べ物になる物への囲い込みをしたり、そういうような物、食品の残渣をその辺に放置しないといった、総合的な取組によってその効果を継続させていくものというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 結果というか効果に関しては今、答弁いただいたんですが、ちょっと私の場合の話をさせていただきますと、私、鎌掛の長野地域というところで日野菜を育てておりまして、そこにはほかの耕作者の方が何人かいらっしゃるんですけど、猿による、明日も一般質問で有害に関しては質問させていただくんですが、近くには栗の木が何本か植わっているところがあって、毎年毎年、イガが青いような状態のときに猿が集団でやってきて栗を全部持っていくと。

全部持っていくだけだったら栗がなくなるだけなんんですけど、猿は必要なものは栗の中身であって、イガはもう要らないし葉っぱも要らないし枝も要らないとなると、それを道路にまき散らして、ふんと一緒にまき散らして帰っていくと。でも、先ほどの効果としても、組合には届出はないので被害金額はゼロになると。

もう1つあるのが、隣の畑でおじいちゃんがカボチャを育てていましたと。猿が集団でやってきて、こういうふうに抱えてカボチャを持っていく。それを全部、山の中に持って行って食べるのではなくて、隣の私の畑で食べていくものもいるんですよね。そうなると、そのおじいちゃんが発見したときには、谷口の畑にうちのカボチャがあるというようなことで、もちろん、私が人のカボチャを取って、そこで食べることはないんですけど、気分は悪いですし、私としても畑に食べ残しがあると、それが畠の合間で腐っていて臭いになると。

カボチャの種が落ちると、そこから勝手カボチャがどんどん生えてくるというような状態で、それも金額に表すとゼロ円ではありますけど、やっぱり被害としてはありますし、そういうことが繰り返されると作る意欲もなくなっていく。

私自身、今年、サツマイモを50本だけ、畠を立ててマルチを敷いて植えていたん

ですけど、先々月に猿が全部引き抜いて、なくなつたと。その後にマルチを剥がして、草刈りとか元の状態に戻すんですけど、これほどやる気の出ない作業ってないなと思うんですけど、そういった中で、このモニタリング調査からの駆除事業というのが、果たして効果が表れているのかなというようなことをずっと思つていて、今回質問はさせていただいたんです。

中で担当者の方とやり取りをしていく中で、先ほど吉村課長がおっしゃった地域ぐるみの取組が必要というようなことで、もちろん定期的な駆除は必要だとは思うんですが、そういったことを促進していくために、今後、モニタリング調査と駆除以外で、地域一体となってという事業を今後どのように進めていくのか、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま谷口議員から再質問いただきました。

野生の猿でございますので、なかなか、どこぞの軍団のようにしつけをすることは難しいというふうに思います。いかにそういった獣と対峙していくのかということで、うまいことやっていくのかということが問われているのかなというふうにも思つておるところでございます。

せっかくできた野菜とかが、あともう少しというところで持つていかれると、本当に口惜しいですしやる気がなくなってしまう、そのとおりだというふうに思います。何とかそういうようなものは解消していく必要があるのかなというふうにも思つておるところでございます。

鎌掛の地域で申しますと、順繰りに猿の群れを調査していく、その計画年次とかの中には入つてございますので、また、後年度におきましてもそういった調査をさせていただく予定もしております。そういった際には地域の方にご相談をさせていただいて、調査をして一定頭数以上であれば駆除事業のほうに進むことができますが、そういった際には皆様方の協力も必要ですよということで、集落点検をいただいて、そしてまた追い払いや囲い込みをする、そういうようなことの協力を頂けますかという意思確認をしながら、それはほかの地域でも一緒なんですか、進めているところでございますので、そういう機運が醸成されるように、引き続き一緒にになってまたお取組もしていただければありがたいなというふうに思います。

集落ぐるみのそういった獣害対策につきましては町のほうで集落ぐるみの獣害対策補助金を設けておりまして、5年間の計画年次の中でいろいろな対策を講じていただくようなメニューを用意させていただいております。各地区の行政懇談会へ伺わせていただいた際もそういったことの呼びかけもさせていただいておりますので、僅かずつではありますが、そしてまた継続いただいて取組いただいている集落もございますので、そういったものへの取組につきましてもご検討いただければ

というふうに思います。

地域の皆様方には、ご相談あった際に、ぜひよければ集落に出向かせていただいて点検させていただいて、どこが弱点なのかということと一緒に勉強しませんかということから始めさせていただいております。そういう中で積み重ねをする中で、獣害を寄せつけないような集落づくりができればありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 再度、集落ぐるみの取組が大事だということは確認はさせていただいたんですが、東近江地域鳥獣被害防止計画にはニホンザルに関してはおじろ用心棒という電柵の普及を進めていくとありましたが、これ再々質問の最後の質問にはなるんですが、これに関する個人での家庭菜園での獣害被害の対策に関する補助的なものというのはメニューとしてあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 再々質問を頂きました。おじろ用心棒個別に限った話でいいますと、具体的にどこにどういった施工をいくらぐらいの規模でしたいかということを、まずは役場の農林課のほうに来ていただいてご相談いただくのがよいかなというふうに思っております。その中で、補助できる部分とそうでない部分と、ちょっとご相談に乗りながら進めさせてもらいたいと思いますし、個人単独でするよりは、できれば集落というか集団である程度させていただくほうがよいのかなというふうに思います。

そういう集落での取組を支援するような仕掛けで補助金の組立てをしておりますので、まずは一度ちょっと、ここのこういうエリアにこういうことがしたいということでご相談いただければというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 大体のことは分かりました。また、委員会とか今後モニタリング調査の結果が出てからとか、町全体、そして個人個人の意識もやっぱり大事だと思うので、どういうふうに進めていって、日野で農業、家庭菜園をすることを諦めない人というのをどんどん増やしていってほしいなと思いますので、これで質問は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） 私は2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目は、議第63号、日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）の中の25ページの1のところに、

子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業補助金として990万円が書かれていますが、私が聞きたいのはその金額のことではなく、この子ども・子育て支援金制度についてですが、これは会社員や公務員が加入する協会けんぽ、健康保険組合、共済組合と、個人事業主やフリーランスが加入する国民健康保険、また、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の全ての加入者から、2026年度については250円から450円を集めると言われています。これは保険料に上乗せされるとされています。国民健康保険加入者については、扶養している子どもさんの分も支払うのかどうか伺います。

それともう1つは、議第70号、令和6年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑します。

介護保険は市町が運営している制度で、40歳以上が加入しています。65歳以上は所得によって保険料が13段階、日野町は令和6年度から15段階に分かれています。ここで私が質問したいのは、この保険料が公平かということです。所得段階があるので公平のように見えますが、所得に対しての負担率は、多い人は低く、少ない人は高い。

例えば、日野町の1,000万円以上の人には負担率が1.9パーセント、所得120万円未満の人は6.9パーセントと3.6倍あります。これは「費用を公平に負担」と定めていた介護保険にも、行政が税などを徴収するときは平等・簡素でなければならないという原則にも反していると思います。市町には厚生労働省が保険料を下げるために取り崩しを促している介護保険給付準備金を、給料が上がらず物価だけが上がっている今だからこそ、この準備金を介護保険の値下げのために使えないか。

この2点を質問させてもらいます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

—休憩 10時11分—

—再開 10時12分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

4番、松田洋子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長。

住民課長（増田武司君） 今、松田議員様よりご質問いただきました子ども・子育て支援金の件についてですけども、990万円の額についてはシステム改修ということで計上させてもらっています。

それと、子ども・子育て支援金のほうですけども、基本的には、こども家庭庁の資料では全保険証の社会保険料の方から頂くということになっていまして、今のところ、最初は1人当たり毎月250円程度ということになっています。実際は個人の所得などによって変わってくるんですけども、世帯によって多分変わってくると思

うんですけども、詳細のところはちょっと今分かっていないという状況にあります。

この医療保険から集められた支援金については児童手当と妊婦様のための支援給付とかに使われるということは、こども家庭庁からの資料で読み取れるという形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田甚吉君） 議第70号、令和6年度日野町介護保険特別会計歳入歳出決算に関連してご質問を頂きました。

令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画において、介護保険制度を長く安定して運営するため、国が第1号被保険者、65歳以上の保険料について見直しを行いました。今後予想される介護給付費の増加に対応するため、所得が高い人から低い人への負担の再分配機能を強化する内容となっています。

ご質問のあった公平かということでお話では第12段階、所得の金額が800万円以上は1.9倍、6年度から第15段階、1,000万円以上は2.6倍というふうに多段階化したということでお話で、ご指摘の公平という、できるだけ持つておられる方にご負担いただいて、所得の低い方の軽減に使うということはしています。

さらなる多段階化が可能かどうかということでお話では、この1年目の結果、決算資料の41ページのところに段階別の人数が記載されて、15段階では何人やったということが書いてあると思うんですが、30人ほどおられたんですけど、その30人の内訳の中で見ていくと、1,000万円以上の方でも1,500万円までの方が大方でしたけども、やっぱりそれ以上の方もおられますので、それ以上の方が全部同じ率でいいのかという点はご意見としてあろうかなと思いますので、さらなる多段階型によって低所得者の方の率を下げるということは可能かなとは思いますが、慎重に検討させていただきたいと思います。

それと基金の関係ですが、以前、私、介護支援課の時代に勤務させていただいたときは基金が5,000円、6,000円で、本当に5,000円、6,000円で毎月1,000円ずつ積み立てるぐらいだったんですけども、平成30年以後、剩余も発生しまして、年間5,000万円ずつ積み立てて、今、3億円ほどになっていますので、これにつきましても、今後の介護受給需要の動向を見極めて、次の第10期に向けては、保険料そのものを下げるのか、あるいは、下げなくても据え置くために基金を取り崩すというようなことは、また検討させていく必要があるかなと思います。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） ご回答、よく分かりました。ただ、国民健康保険特別会計予算のほうのことで、国民健康保険の加入者は250円から450円のお金を払うということですけども、その人が扶養している子どもさんとかにはかかるないということなのか、それとも、まだそこまで詳しく決まっていないのか、ちょっとそこを教えてい

ただきたいんですけど。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） まだその辺りまでははっきりは決まっていないんです。それで、国民健康保険は世帯で課税させてもらっているので、どういう形になるかはちょっと今のところまだ不明ということになります。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） またこれで保険料が上がるかもしれません、どうなるか分かりませんが、一応、質問は分かりました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

5番、柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 私は議第52号、日野町教育委員会委員の任命についてを質問させていただきます。

教育委員会の教育委員さんは地域の教育・文化・体育につきまして、議員と同じく非常に大きく貢献していただいているものだと思っております。この委員の選出につきましては、地域の組合せで7地区から4名の方を、地域をグループ化して選出されているものだと認識しております。

その選定をする中で、各地区の区長会にお願いされているのかなと思っているんですが、私のときはそうやったのでそういうようにまだ思っているんですけども、ざつと、なっていただく方の属性といいますか、を考えますと、保護者的な立場の方と、地域の有識者といいますか60歳を超えたような一定の有識者の方になっていただいているような組合せだと思います。

その中でも、これもどういうんですか、町から依頼する役の1つで、地域では選任につきましても苦労されているんじやないかと思うんですけども、私、今回質問させてもらうのは、地区によりまして制限される属性の方が、ある地区は続いていないのか、順番にローテーションというのか、なっていないかというところにつきましてお伺いしたいと思います。

もう1つ、言えましたら、地域の方と教育委員会の事務局が意見聴取がうまくいくているのかというところをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 5番、柚木記久雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長。

教育次長（正木博之君） 教育委員さんの、今回、任命についてということで上程させていただきますことについてご質問を頂戴しました。

今回は必佐地区の本居委員が4年の任期を終えられまして、これまでの慣例で南比都佐地区と必佐地区の交互という選出の中で、南比都佐地区の区長会さんにお願いをさせていただきました。その中で本居委員のほうが、今の4名の委員の中では

保護者の視点を持った方を1名以上入れるというのが法で決まっていますので、その役割を担っていただいていたということもあって、あの3名の方は今お子さんとかが小学校、中学校にいらっしゃる方ではないので、本居委員が退かれるということについては、次、南比都佐地区においてはそういう方のご選出を極力お願いしたいということでご依頼させていただいたような次第でございます。

あと、ローテーションとおっしゃった部分がもう1つちょっと理解ができなかつたんですが、今のような説明でよろしかったでしょうか。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） もう少し再質問という形でさせてもらいます。

1名は、今の答弁ですと保護者代表の方ということになりますが、そうすると、必佐、南比都佐地区からはいつも保護者代表の方が出て来られて、ほかの地区からはこういう立場の方がないままに来ていたのではないかと、そういうふうに思ったんですけども、必佐、南比都佐地区からの有識者を出してもいいのか。また、ほかの地区にその役割を回せないかと。回せるというのはおかしいのかと思いませんけど、担ってもらうとか、そういう意味のローテーションがどうかということをお伺いしました。回答をお願いします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 質問の趣旨、大変よく分かりました。今回たまたま南比都佐地区、必佐地区の方が1名だけ保護者でしたので、ぜひその枠を南比都佐ということでお願いしたんですが、その前の桜谷地区の委員さんも保護者の方でしたので、一昨年前の交代の前までは2名保護者がいらっしゃったということですので、必ずしも必佐地区と南比都佐地区にその枠でお願いしているというわけではございませんので、そういうことも含めて、各区長会にはご依頼はしているものの、人選上、上がってきただく方が、いわゆる就学児のお子さんがいらっしゃらない方が3名そろわれると、どうしても次の地区にはそこをお願いせざるを得ないような状況になってしまいまして、またそこについては順次、次、依頼していく中でまた工夫していきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） 私のほうから、6議案について質疑をさせていただきます。

まず、議第55号、日野町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の一部改正について、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に、また、選挙運動ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に引き上げるという提案でございます。物価高騰に伴うものなのか、ま

た、他の要因があるのか、単価アップの背景、根拠について伺います。

また、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該作成者に対し支払うとなっていますが、選挙運動用ビラとポスター、燃料もそうですが、なぜ供給業者や作成業者から請求に基づき一律に払うのでしょうか、教えて下さい。

次に、2つ目にですが、議第57号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定について。第35条の2の町民税の申告のところですが、改正案で特定親族特別控除額について説明されていますが、特定親族の定義、いわゆる103万円の壁との関係について、また、付則第16条2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例が当町にどのような影響があるのか、このことについてお伺いします。

次に、議第59号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

町民会館わたむきホール虹については施設が設置されて以来30年経過し、初の改正となることから今回の改正は必要と考えますが、ホールや小ホール、楽屋その他の各室の改定額の使用料は他市町の施設と比較して整合性が取れているのか伺いたいと思います。

また、グリム冒険の森の使用料について、前回の改正はいつでしたか。他市町の同様の施設と比較して整合性が取れているのか、お伺いしたいと思います。

次に、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）について、以下4点についてお伺いします。

まず、1点目。事項別明細書のページ右側で8ページ、第11款・地方交付税6,020万4,000円の増額補正についてお伺いします。普通地方交付税6,020万4,000円を増額し、本年度の普通地方交付税は17億20万4,000円となります。前年度6年度の普通地方交付税の当初算定は16億7,442万5,000円であり、3,000万円近くの増額となっています。今年度の普通地方交付税の算定の概要についてお聞きしますが、1点目、特徴的な内容はどのようなものですか。2点目、令和6年度と令和7年度の給与改定分が算定されているのか、また、その金額はいくらか、お伺いします。

2点目ですが、右側の11ページです。第19款繰入金・第2目減債基金繰入金について、補正前の額が1億4,000万円であり、今回の補正で同額が減額されますが、もともとこの減債基金をどの地方債の償還財源に充てる予定だったのか。日野町減債基金の設置、管理および処分に関する条例第6条に処分規定がありますが、どれに該当するものなのか教えていただきたい。

3つ目ですが、次に歳出です。右側ページ、13ページ、第2款・総務費、交通安全対策費、交通安全施設対策事業350万円および15ページ、第8款・土木費、道路維持費、道路維持補修事業1,270万円。これは先ほど福永議員の質問があったところですが、重複を避けて質問したいと思います。

また、同じく15ページの土木費、町単独道路改良事業338万円および同じく土木

工事等補助事業250万円について。これについてはいずれも、先ほども福永議員のほうから質問がありましたですけれども、いずれも行政懇談会や地元要望に応え、早急に補正予算を計上していただいたものと、スピード感が地域に喜びを与えるものと思います。今回の補正予算額は昨年度のこの時期の規模と比較すると、3,868万円の減です。その理由は例えば、当初で予算措置をしている、前年度で対応したため要望が減った、町の財政上応えられなかつたなどなど、それぞれ理由があると思います。

そこで、各地区からは県事業を含め相当な要望があった中、県事業を除く何集落の要望に応えられたのか、それは全体の何パーセントぐらいに応えられたのか、また、検討を要する事業もあると思いますが、年度内補正もお考えか、お伺いします。

続いて、4つ目です。15ページの第8款・土木費の河川砂防費、河川管理事業375万1,000円について、委託料で340万円を補正されますが、これは滋賀県河川愛護活動事業委託実施要綱に基づく除草作業に係るものなのか、または川ざらいに係るものなのか。川ざらいについては私はこの6月議会で一般質問をしましたが、滋賀県が取り組まれた緊急浚渫推進事業について何か協議をされたのか、また、桜川など幅員の大きな河川について上限の見直しをどう考えているのか教えていただきたいと思います。

それと、議第63号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）および議第65号、令和7年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、先ほど松田議員のほうからもこの国保について質問がありました。

令和8年度から子ども・子育て支援金制度の開始に係るシステム改修の予算計上をされているということですが、これは、令和8年度から各医療保険制度が子ども・子育て支援金が賦課徴収されることになりますが、この関係でのシステム改修なのか、改めて確認させていただきたい。

2点目に、国保、後期それぞれの賦課額はどの程度になるのか。

3つ目に、新たな支援金を賦課するということは国民健康保険条例の改正が必要だと思うが、改正条例は12月を予定されているのか、また、後期は後期高齢者医療広域連合からの改正について情報提供はあるのか。

4点目に、各医療保険から集められた支援金はどのような費用に活用されるのか。

以上、質問したいと思います。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいま川東議員からご質問いただきました。

議第55号、日野町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご質問を頂いております。

単価アップの背景、根拠はということでございます。

こちらのほうにつきましては、上限額ということで国の基準を参考に、参考といいますか準拠させていただいております。公営単価につきましては、国において人件費でありますとか物価の変動等を考慮いたしまして、3年に1度、参議院議員の通常選挙の年にその見直しをするように、例として国でされております。

今回、基となつた政令が改正されたいきさつでございますけども、今回につきましても、やはり最近における物価の変動を踏まえて限度額の変更を行つたと、こういうことが示されております。町では国の基準に準拠して公費負担の上限額を設定しておりますので、今回これに倣つて改正させていただくものでございます。

それと2点目で、印刷業者からの請求に基づいての支払いの件でございます。選挙運動の公費負担の制度につきましては、候補者の方にお支払いするのではなくて、候補者が契約していただいた業者からの請求に基づいて町が支払う仕組みになっております。支払う公費負担につきましては条例中で上限額を定めておりまして、その範囲内で実際に要した費用を町が公費負担するものでございます。したがいまして、一律の金額をお支払いしているというわけではございません。当事者間で交渉されまして契約されました金額を限度額の範囲内で業者にお支払いしていると、こういうものでございます。

続きまして、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）についてご質問を頂いております。

まず、今年度の普通交付税の特徴的な内容ということでございます。

今回補正をさせていただいております額につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額ということで通常の算定額になるわけでございますけども、こちらは共に増となっております。令和6年度の当初算定と比較いたしまして、基準財政需要額が約1億7,000万円の増、基準財政収入額が約1億4,000万円の増であり、基準財政需要額の増加が大きくなつたことにより令和6年度よりも交付が増えたものと、このように考えております。

需要額全体を見てみると、やはり地方公務員等の給与改定に伴いまして全体的な単価が上がつているということと、各算定費目の単位費用にそういったことが反映されまして、増加が見られるということでございます。一方、基準財政収入額の増額のほうも税収等の増が多くなつたということで見られますが、やはり歳出のほうが増えたということで今回交付されたものと、このように思っております。

給与改定分でございます。令和6年度の給与改定に要する経費と令和7年度の給与改定に備えるための給与の部分につきましては、今回の交付税の算定額の中に含まれております。国における算定の規模でございますけども、令和6年度の給与改定枠で7,651億円、令和7年度で約2,000億円が計算されて、それが地方に配分があ

ったと、こういうものでございます。

続きまして、減債基金の部分でございます。減債部分の取崩しをする予定だったが、どのようなものに当たるのかということでございます。減債基金の取崩しにつきましては、公債費予算の1つの財源として予算をさせていただいているものでございます。一般財源でございますが、いわゆる公債費に充てるということになっております。

条例のどの条項に当たるかということでございますけども、日野町減債基金の設置、管理および処分に関する条例の第6条がございます、ここの第4号事由でございます「地方債の適正な管理に資すると認められるとき」に該当するものとなっておりますので、こちらに該当するものということで考えております。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（杉村光司君） それでは、川東議員のほうより3点ほど、特定親族の定義、そして、いわゆる103万円の壁との関係、そして、たばこ税の課税標準の特例の施行によりまして当町の影響についてといったことでご質問いただきましたので、回答させていただきます。

まず、特定親族につきましては、納税義務者のほうと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族のことを指すということになっています。そして、この控除の対象となる要件ですが、これは合計所得、合計所得というものは普通の給与収入とかそういういったものだけでなく、株式とか土地を売ったとかそういうものを含めてのあらゆるもののが所得というところになるんですが、この合計所得が58万円を超える123万以下の方といったところになります。これを例えれば給与収入だけで見ていきますと、収入額が123万円を超えて188万円までの方というのが今回対象の中になってきたということになります。

既存、これまでにありました特定扶養というのは、この合計所得が48万円以下の方ということになります。これは給与収入では103万円以下ということで、これが控除対象扶養親族の対象というふうになっていたんですが、今回の改正によりまして、これまでの所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除としてこの所得に合わせて段階的に控除を低減させていく、少しづつ減らしていくという仕組みが創設されたといったことになります。

次に、いわゆる103万円の壁との関係ですが、この103万円の壁、様々な壁というのが今までから言われているんですが、この103万円の壁というのは、これはこれまで所得税がかからない、そして扶養に入れると、こういったラインで長年意識されてきた壁という形になります。特にパートやアルバイトで働く方など扶養の範囲内で働く層の方にとっては、ともすれば稼ぎ過ぎると損をしてしまう、こういった意識が今のこの世の中の中で、働くことの抑制につながっているのではないか、

この一因ではないかということが言われてきました。

加えて、近年は最低賃金も引上げ等によりまして上昇したことによって時給等も上がってきていますので、働いても以前より早く約103万円に達してしまうというケースも増えてきてまして、扶養から外れるから働けないという制約、つまり働き控えにつながっていたのではないかという、こういった課題が背景としてあったということになります。

今回の税制改正の中で改正された内容としまして、幾つかあるんですが、そのうち大きなものとしまして、まず、基礎控除と給与所得控除の引上げというのがあります。そして、今回の中でもう1つ、19歳から23歳、大学生に当たる年の方になるんですけど、こういった方のアルバイトの中に多い、これまであった既存の特定扶養親族、こういったものを対象に、新たに特定親族特別控除というのが創設されたというのがもう1つできたということです。

従来ですと、先ほど言いましたように、特定扶養控除というものを受けるためには、この当たる大学生の年収のほうが103万円以内であるという必要がありました。今回の改正では基礎控除と給与所得控除、こちらのほうが拡大されたことによりまして、所得税上の扶養のボーダーラインというのが年収で123万円まで引き上げられたということになります。

しかし、こちらの年収のボーダーラインが引き上げられたとしましても、扶養控除の103万円以内でないと駄目というこの基準が見直されないままでは学生さんの就労時間というのは増えにくいということから、課題の解消にはつながらないという懸念もございました。この問題を解決するために創設されたのが特定親族特別控除といったものになってきます。

改正によりまして、この年収が123万円を超ましても親が特定親族特別控除を受けることができるといった形になります。さらに、年収188万円までは段階的に控除額が設定されていますので、従来の103万円から見ると大きく要件が緩和されたということになります。

ただ、町のほうの影響としましては、控除が増えるということから税収の減少にはつながってくると考えています。ただ、令和6年度の状況から今回推計させてもらつたんですけど、この影響を見ていくと100万円未満ぐらいかなという形で、非常に小さなものとなっていましたので、制度開始直後になってしまいますけれど、この影響につきましては限定的なものになると考えています。

次に、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例、この施行によりましての当町への影響についてということです。

加熱たばこの課税方式につきましては、現在は重量の要素、1本当たりの重さというところと、そして価格の要素、これを1対1の比率で紙巻きたばこの本数とい

う形に直して換算するといった方式になっています。今回の改正によりまして、これを重量のみの要素、1本当たりという形の、こちらのほうの重量のみの要素で紙巻きたばこの本数に換算するという形に変わってきます。

この改正によりまして、加熱式たばこのほうにつきましては、現在、紙巻きたばこと比べると大体7割から9割程度の負担という形でおおむね一般的に言われているんですけど、この負担割合のほうがなくなっていくという形になってきます。このため、加熱式たばこの販売量が現在と同じであると仮定した場合にですが、これは増収になるということが考えられます。

町のほうでは加熱式たばこと紙巻きたばこの割合の統計というのは取っていないんですけど、厚生労働省のほうが発表しています令和5年の国民健康栄養調査報告、こういったものを見ていきますと、紙巻きたばこと加熱式たばこの販売比率というのはおおむね6対4といった形になってきます。これを町の令和6年度のたばこ税の税収約1億4,000万円に当てはめていきますと、うち6割程度であります8,400万円が紙巻きたばこ、4割程度である約5,600万円が加熱式たばこに当たるということの推測はできます。

今回の改正では税率改正は行われていませんので、紙巻きたばこは従来どおりの税収が確保していくけるということを考えていきますと、加熱式たばこの税額が紙巻きたばこの税額に近づいていくと、この4割のほうが上に上がっていくということが想定できてきてますので、税額はその分増収になるというふうに見込んでいるところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま川東議員より、議第59号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についての中で、わたむきホール虹の使用料について、近隣施設と比較した場合の整合性は取れているのかについてご質問を頂いたところでございます。

今回の改正におきまして、わたむきホール虹の近隣施設、近江八幡の文化ホール、あいこうか市民ホール、八日市文芸会館、甲西文化ホールなどと比較させていただいて協議を進めてきたところでございます。一番分かりやすいところでいうと、座席数とかは変わるもので、大ホールでいいと近隣よりも2分の1以下の金額だということです。これにつきましては、住民サービスを低下しないためにということで長年取ってきた政策でもございます。

しかしながら、今回、近隣になるべく整合性を取るようにということで改正のほうをさせてもらうということで、いろいろ議論しているところではございましたが、わたむきホール虹、日野町は近隣に比べますと対象住民が少ないということもございますし、少し利便性に欠ける位置にあるというような、そういうようなこともあります。

ざいます。何よりも、今利用いただいている住民の方々に急激な使用料を頂くとなると住民サービスの低下にもつながるということで、大体1.2倍から1.25倍ぐらいの範囲で上げさせていただいて、その改定率でサービスの低下につながらないようにというような配慮、考慮をさせていただいたところでございます。

したがいまして、整合性を取るというような形ではございますけども、改正後も近隣施設とは若干安価な状況が続くということではございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 川東議員から議第59号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、グリム冒険の森に関してご質問いただきました。

前回の改正は、令和元年10月からの消費税10パーセントへの改正への対応といったしまして令和元年度に実施しておるところでございます。

他市町の同様の施設との比較に関しましては、同年代に建てられたような施設やそれ以外のもの、近隣のものの比較をさせていただいております。近隣施設での指定管理で運営されている施設の料金と今回の改正後の料金ができるだけ整合が合うような形でも考慮させていただきまして、同水準からやや安価な設定でということできさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）についてご質問を頂きました。4つの事業に対して、補正額が昨年と比べると随分減額になっているということでご質問を頂ききました。

その中で、行政懇談会の対応はどうかというところでご質問いただいたところでございます。

今年度の行政懇談会の要望を取りまとめますと、町の建設計画課の道路河川担当に要望いただいた要望件数については173件ありました。今年度は昨年度に比べて補正予算については減額となっておりますが、要望の内容が補修に関するものが多くたったというところもありますし、昨年度から取組のほうを進めた、昨年度たくさん整備を行ったというところもございまして、今年度要望があったことに対しましては全体の60パーセントが要望として応えられる見込みかなと考えておるところでございます。集落数としては62の集落に対して何らかの対策はできるかなと考えておるところでございます。

年度内の補正というところにつきましては、行政懇談会の要望ではなくて、通常業務の中でもたくさん集落さんから要望を頂いているところでございます。緊急度の高い事案が発生するようなことがあれば、そのようなことも検討する必要があるかと考えておるところでございます。

2点目の、河川管理事業についての340万円の増額についてということでござい

ます。河川愛護活動事業の川ざらいに伴う増額となっております。滋賀県の取り組まれた緊急浚渫推進事業につきましては現在、日野川の伐採が継続して取組を進めていただいているところです。県と町のほうで協議しながら現在もまだ取組を進めていただいています。そのほかに、日野川の上流にはなりますが、音羽地先のほうで堆積がひどい箇所があったということで、その分についてはこの事業を活用して今年度事業を計画いただいていると聞いているところでございます。

桜川での対応というところでございます。桜川の対応につきましては、行政懇談会でも各地区さんから要望を頂いておるところでございます。今年度、県と現地を確認して、どのような対応ができるかを検討したいと考えております。

川ざらいの上限の見直しというところでございます。今回の補正予算で、一部ですが、対応できるよう予算を増額ということで見込んでおるところでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） 川東議員のほうよりご質問を頂きました議第63号、第65号の特別会計の補正予算についてということで、それに関連して、子ども・子育て支援金のことでご質問いただきました。

補正予算の内容としましてはシステム改修費ということになります。令和8年度から子ども・子育て支援金が全ての医療保険から徴収されるということになっています。これは全世代、全事業主が負担するものでありまして、会社の被用者保険を含め、後期高齢者医療保険、国民健康保険からも拠出しますので、そのためのシステム改修費になっております。

続きまして、国保、後期それぞれの賦課額はどの程度になるかということなんですけども、まだ詳細が国から示されていないんですけども、こども家庭庁の資料では、全制度の平均で1人当たり毎月200円ぐらいになるということになっています。実際は個人の所得額とかによってまた変わってくるということになっております。

続きまして、3つ目のご質問いただきました件につきまして、新たな支援金を賦課することで12月のときに条例改正が必要なのかということをご質問いただいたんですけども、こちらもまだ情報が入っていない状況ですので、国民健康保険、後期高齢者医療保険のほうも情報提供がまだございませんので、いつ提案するかは未定でございます。

続きまして、各医療保険から集められた支援金はどのように活用されるかということですけども、国からの資料では、児童手当、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などに使われるということで、子どもたちのために使われるということを聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） 何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、議第55号の選挙の公費負担の条例改正の件なんですけれども、単価アップの根拠につきましては、公選法の施行令一部改正によるもので、町が準則に基づき提案されるということについては認識しているんですけども、燃料費については何リットル入れたかは確認はできますし、私は特にポスターの単価が高過ぎるのではないかというふうに感じています。一律ではなく、当事者間で契約した額を上限の範囲で公費負担するという説明でした。当事者間で契約するということなんですが、結局この範囲内でしたら、上限いっぱい業者の方が提示されたら、言いなりにならざるを得ないという現状があるのではないかというふうに思います。

3年に1度、参議院選挙の年に改正されるということになっていますが、私のように思っている方もいらっしゃるかも分かりませんので、選挙管理委員会を通じてそういう意見を述べることができないのか教えていただきたいと思います。

次の、議第57号の日野町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、課長より細部にわたりまして細かく説明を頂き、大変分かりやすかったというふうに思います。

改正案のいわゆる103万円の壁の問題で、この問題は国政選挙でも103万円の壁ということで大きな話題になっているんですけども、その方向に改正されていくんだなというふうに思いました。これについては、町の税収でいえば減収になるということで影響があると。さらに、加熱式たばこの課税標準の特例については税収増の方向だということで、その辺、差引きどうなるのか分かりませんけれども、こういったことは私は町民の方にも知らせていかないと分からないと。条例改正の提案を頂いてもどういうふうになっていくのか、103万円の壁がどういうことになっていくのかという、こういうことも含めて町民の皆さんへの周知をお願いしたいということを思います。答弁は結構です。

次に、議第59号の使用料条例の関係です。なぜこんな質問をしたかといいますと、他の市町の下なんです、アップ額が。私は、わたむきホール虹はもう30年たって初めての値上げなので、極端なことも含めてできないので、ある程度は致し方ないのかなというふうに解釈しているんですけども、グリム冒険の森になりますと、もう施設も、当時、同時期にいろんなところで競争のように施設が整備されてきました。東近江市永源寺の愛郷の森、多賀町の高取山ふれあい公園、それから土山町の青土ダムのエコバレー、高島市の家族旅行村ビラデスト今津など、幾つも施設が県内にあります。

いずれもおおむね同時期に施設が整備されたと思うんですけども、この改正額の使用料が、例えば6人用のバンガローであればいくらづつなのか。それぞれの比較をしたらどうなのか、日野町はどうなのか。8人用ならどうなのか、12人用のコ

テージはどうなのかと。日野町の特徴ある施設の部分について、そういった比較をしないと、また値上げをどんどんしていかなければなりません。

もう1つは、グリム冒険の森についてはもう大分施設も傷んできていますので、更新も考えていかないといけないような時期を迎えておりますので、他の市町より安く設定したということは、これは値上げの少ないほうが利用者はうれしいんですけども、維持管理をしている観点から、もう少しきちっと、そのことも含めた、そういういた使用料の改正を考えていかなければならぬのではないかというふうに私は思っていますので、それについてひとつ、どのようなお考え方か、農林課長に説明をお願いしたいと思います。

それから、補正予算の関係です。総務主監から答えていただきました。再質問ですけれども、今年の地方交付税の中に令和6年度の給与改定額と7年度の給与改定額が見込まれているという説明でした。今回の地方交付税の算定の中で、当町に算定されたそれぞれの年度の算定額が分かれば教えていただきたい。分からなければ、情報がなければ、なしていいと思います。

2つ目に、特に今年の人事院勧告では昨年に引き続きプラス改定であったことから、仮にそのまま準拠した場合に人件費がさらに増加するものと考えます。私は今年3月議会において、予算特別委員会の中で地方交付税の補正に関する給与改定について質問しました。その中で、昨年の人事院勧告に準拠する給与改定額は、正規職員と会計年度任用職員を合わせると約1億3,000万円ということで、それに見合うだけの地方交付税の追加交付はなかったという答弁を頂いています。非常に心配しておりますと、今回の人事院勧告をそのまま準拠する場合、当町の給与改定額の総額見込みとその財源をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

そして、次に減債基金の繰入れについてです。日野町減債基金の設置、管理および処分に関する条例の第6条に4点書かれています。処分については答弁では6条の4号というふうに答弁いただきましたけれども、減債基金は地方債の繰上償還や特定の地方債の償還、当該年度に多額な償還があるときなどに活用するものであり、第4号は地方債の適正な管理に資すると認められるときとなっています。裁量が多くあると思うんですけれども、どうした理由により認められたのか、説明できる内容が必要だと思うんですけれども、このことについてどう思われているのか、お聞きしたいと思います。

補正予算の3つ目ですが、建設計画課長に説明いただいた部分です。非常に、行政懇談会が8月までずっとやっておられた中で、その要望の60パーセントを予算化されたということについては一定の評価をしたいと思います。一方で、前年度9月補正是先ほど質問しました4事業でトータルが昨年度は6,076万円でした。今回の

補正額は2,208万円となって、この差が、前年度9月補正と今回の補正の差が3,868万円あるわけです。しかし、60パーセントの要望に応えているということも評価しながら、何かその辺に要因があるのではないかというふうに思いますので、可能な範囲で教えていただきたいと思います。

それからもう1つ、河川管理事業についてですが、これについては私は6月に一般質問をしました。河川環境保全事業や浚渫について、有利な起債である緊急浚渫推進事業債を活用した県事業で、特に日野川を中心に今実施していただいているということについては大変ありがたいなというふうに思っていますし、桜川についても行政懇談会の要望に基づいて県と現地を確認するということで、さらに上限の見直しについても一部対応していくと前向きに答弁いただいておりますが、その辺については引き続きご努力いただきてお願いしたいと思います。これは答弁結構です。

最後の、特別会計の2本の、子ども・子育て支援金制度についての取組なんですが、まだ情報があまり入ってきていませんね。それについては仕方ないというふうに思うんですけども、何せ国のことでも家庭庁の、これに頼らざるを得ない町の状況があるので、大変かわいそうと申しますか、ひどい状況だなど。もう少し情報を地方に下ろせと言いたくなるほど、怒っている住民課長の顔が目に浮かぶんですけれども、これは、もう1つは、国から情報が入ったときに各医療保険からいろいろ住民に説明していかなかんと思うんです。町の場合は、国保と後期高齢については町民の皆さんに該当するところについては、広報をして知らせてあげてほしいということをお願いして、これは答弁は結構です。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 川東議員から再質問いただきました。議第55号への再質問でございます。

町の選挙なんですけども、町の選挙での選挙運動に係る公費負担につきましては条例で定めることとなっております。その限度額につきましては国の限度額に準拠させていただいております。上限額は国の政令に準じているということで、それを利用させてもらっているのに、なかなかそこに意見を言うのはちょっと厳しいのかなと、このように思っております。

なお、町で独自で単価を設定する、上限額を設定するということも可能かとは思うんですけども、なかなか、どこにその金額の妥当性を求めるのかということはかなり難しい点がございます。そういう中では、対外的に最もご理解いただけるのはやはり国の制度、選挙制度の中で準拠するというのが一番理解を頂ける形かなと思っております。今回、このような形で国に準拠した形での条例改正ということをご提案させていただいているものでございます。

続きまして、議第62号で再質問いただきました。こちらの中で、地方交付税算定

の中での算定額ということでございますけども、なかなか算定も複雑で難しいもののがございます。ここで全てを説明するというのはなかなか難しいのでございますが、1つやっぱり大きいのは、算定の1つになる単位費用が上がっているということがございます。

単位費用につきましては、今回の改正がされたわけでございますけど、いわゆる住民ニーズに的確に応えつつ行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係、民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行うと、このようにされておりまして、例えば給与改定部分ですと、地方公務員の給与改定に要する経費について全て単位費用に反映されております。先ほど令和7年度分の給与改定と申し上げましたが、こちらにつきましても単位費用の中におきまして改定がされておりまして、約1.15パーセント程度の上昇ということが記されております。

併せまして、地方公共団体のサービスでありますとか施設維持管理の委託料の増加というのがございまして、それを踏まえた中で、該当する算定費目につきましては、単位費用措置につきましては3パーセント引き上げるということも記されております。このような形で、全体的に単位費用が上がっている中の結果かなと、このように思っております。

それと、人事院勧告を令和7年度、今回出されましたか、その給与総額の見込みとその財源をということでございます。給与総額につきましては、ざっとですけども、やはり1億円を超えるのかなと、このように想定しております。

こちらの財源をどのようにするかでございますけども、こちらのほうにつきましては、勧告の内容をまず精査させていただきますし、また、近隣の状況であります、県、また、県下の市町の動向も踏まえまして、また、職員組合との協議もございます。こういった中で考えていくことでございますが、従来ですと国に準じて改定しておりますので、この部分につきましては踏襲していくことになるのかなと思いますけども、その中で財源をどうやって生み出していくのかということが議員心配されるような部分かと思いますので、ここにつきましては12月補正に向けて精査してまいりたいと、このように思っております。

最後、減債基金のところでございます。この部分につきましては、おっしゃるとおりでございまして、その認められた理由につきましては、相当な、対外的に説明することは必要だと考えております。今まで基金の運営につきましては、減債基金を含めまして、法令でありますとか町の条例、また、行政通知、行政実例に倣いまして適正に運営してきた、対応してきたところでございます。取り崩す際にはそういうことに照らし合わせて適正に対応するべきであると、このように思っております。

ただいま議員のほうからそういった財政の視点をしっかりと頂きましたので、この部分につきましては、改めて適正な基金運営ができるような形で、襟を正して財政運営をしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 川東議員からグリム冒険の森の使用料の設定につきまして、再度ご質問を頂きました。

グリム冒険の森が開設された当時といいますか、この準備にあたっては、川東議員も職員としていろいろ情報収集いただいて、どのような施設にしていくのがよいか、地域の方々と一緒にになってご努力いただいたというふうにも聞いております。施設に係る運営、そしてまた、それを使用料としてしっかり補っていって運営していく、その考えはもうそのとおりかなというふうにも思っておるところでござります。

平成12年度に開設した当時には、いわゆる使用料としまして町のほうに歳入をしておったわけなんですけれども、時代の経過の中で見ておりますと、平成19年度のいわゆる指定管理が導入されましたときに、その使用料の収入につきましては指定管理者の収入とするというふうに変わってきてございます。設管条例の中におきましても、利用料金は指定管理者の収入とするというふうになってございまして、指定管理をお受けされる方が運営経費と、そしてまた、その利用料収入とを一体的にセットで考えて、どういうふうに回していくのかというのを今はお考えいただいているというようなところになっておりまして、使用料は指定管理者の運営の中に組み込まれているというような状況になってございます。

そういうような状況の中で、昨今のいろんな社会情勢のことの影響もある中で、昨年度にはお引受けいただいている指定管理者のほうから施設利用料の値上げを検討してほしいということでのご要望を頂いたところでございます。理由といたしましては、ガス代や電気代や油代や人件費等いろいろ急騰してきていますということで、企業努力ではなかなか厳しいことがあるのでということで、そういうようなご要望も頂いたところでございます。そういったこともありまして、次回の指定管理の更新の際にはそういったことも検討が必要ですよねということで話合いをしてきた経過もございます。

今回この利用料を、使用料をどういうふうにするのかということで、議員もおっしゃっていました、近隣の同時期に建てられました競合施設等の料金等も確認もさせていただいたところでございます。利用料金等の体系も様々でございますので、その直接的な比較は難しうございましたので、お一人当たりの利用金額がどうなのかというところで確認させていただきますと、一番安価なところでお一人当たりの金額が2,000円というものもございましたし、その次が4,500円であったり

4,783円、あるいは、民間さんでいきますと5,250円という金額の設定をされているところがございます。

町といたしましてはできるだけ同条件というようなことで比較したいというふうな思いもございましたので、指定管理でされておられる近隣の施設のその料金を合計いたしまして平均値を求めたところ、3,761円という金額が出たところでございます。そういったものの金額をベースに、現在の指定管理者の方々と料金設定について、幾つかのケースをお示ししながらお話しも、意見も聞かせていただきました。

そういう中で指定管理者さんの思いといたしましては、値上げをしてほしいと言ったものの、急激な料金改定は利用客離れにもつながることから、一定程度の状況でとどめておいてほしいということで、また状況を見ながら段階的にお願いする場面もあるかもしれませんというようなことのご意見も頂く中で、現在は15パーセントの値上げということで、グリム冒険の森につきましては、先ほど申しました比較対象の3,761円に対しまして、今回の改定後の金額といたしましては3,633円ということで、ほぼ同水準からやや低いところの位置で使用料を決めたというような状況になってございます。

こういったものを提示する中において、指定管理者さんの中でも、少し厳しいのかな、どうなのかなというような思いは持っていたらいいですねけれども、設管条例の中にもございますように、いわゆる施設の使用料の額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができるというふうにもございますので、この使用料が1つの集客の今、要素になってございますので、指定管理者の中で、その使用料も含めて戦略的に設定を、この後、次年度以降お考えいただけるのではないかなどというふうにも考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より補正予算について再質問を頂きました。

4つの事業で昨年と比べると大幅に補正額が下がっているという部分の要因というところでございます。

交通安全施設対策事業につきましては、令和5年度、6年度とかなり多くの地区で修繕対策を実施したというところと、当初予算も踏まえて既に対応ができたということで補正の額が少なくなったというところでございます。

道路の維持補修事業につきましては、昨年度につきましては町道村井奥師線のほうで全面の舗装ということで大規模な工事がありましたので、大幅な額の予算計上があったことから、今年度はその分が減額になったというところでございます。

次の町単独改良事業につきましては、昨年度は3地区の対応だったんですが、今年度は1区になったというところで減額になっております。

土木工事等補助事業につきましては、昨年度は12地区あったところが今年度は6地区の対応となつたことから減額になったということでございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） いろいろ説明いただきまして、よく理解できましたし、お願ひもしてきたと思います。

2点、まずグリム冒険の森の件ですけれども、算出するときに、バンガロー1室当たりいくらという設定なのに1人当たりの単価で算出するというのはどうかなと。例えば1室6人入りのバンガローが1室1万円とすれば、6人部屋ですので、3人いても1人で入っても4人入っても1万円というふうに比較しないと、単に1人当たりで比較すると満杯の状況の計算になりますので、その辺難しいと思うんですけども、そういうことを感じました。

もう1つは、指定管理制度になってから使用料が指定管理者に歳入されるという、ここについては、もし施設が傷んできて更新していくだとか、それと持続可能な事業展開が、運営ができなくならへんのかなと非常に心配しておりますので、そういうことも含めて今後慎重に検討していただきたいと思います。答弁は結構です。

それから、総務主監のほうから、交付税の関係ですけれども、細かいことをいろいろ聞いて申し訳なかったんですけれども、やはりこれから人口減少やら高齢化の問題で、行政サービスについてはいろいろ要求に対する、対応をしていかなければならない、そういったことがありますので、できたらそういうことも含めて今後検討していただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） それでは、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時15分に再開いたします。

—休憩 1時25分—
—再開 1時13分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を許可いたします。

ここで、住民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

住民課長。

住民課長（増田武司君） 午前中の松田議員様の、子ども・子育て支援金の賦課についてということで、子どもたちにもかかるのかというご質問があつたんですけども、基本的な方向性として、これからまだ整備されるみたいなんんですけども、18歳以下の子どもたちには支援金はかかるないという方向性で進んでいるということになりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） では、私から質疑をさせていただきたいと思います。議第68号、令和6年度日野町一般会計歳入歳出決算についてから質疑をいたします。

この決算の内容というよりは、どちらかというと決算資料の在り方についてちょっと聞いてみたいということです。なぜかと申しますと、この決算資料、本体の事項別明細書があったり、監査委員さんの意見書もありますし、決算資料、また、主要施策の成果と、この辺りがいつも手元に頂いているものかなというところなんですが、これにつきまして疑問に思っていることがあるんですが、予算のときの出し方と結構違うフォーマットになっていて、どのようなことかと申しますと、総合計画との関連性が非常に分かりにくいくつくりになってしまっていると。

なので、それぞれの事務事業が順番に、順番にどういう事務事業でというのがすごく1行で書かれているような感じに金額を把握していくって探っていくというようなところでいきますと、これが政策、総合計画にどう結びついていて、その成果がどうなっているのかというのは、非常にこの資料だけでは読み解くのが難しいので、過去の予算、そして、そもそも個々の資質によって読み解いていくものなんだと思っていたんです。

そうすると、議会ってすごくマンパワーが必要で、課題をまず見つけるまで大変。課題が書いてないから。やったこととお金が書いてあるので、じゃ、ここに何が課題があるのかというのを読み解くために質問をして、予算決算特別委員会の大半の時間が流れているような、ちょっとこれ教えて下さいと自分の疑問解消で時間が流れているような気もしておりました。

ただ、私はこれが、このフォーマットというのはもう決まりきったもので、こういうものなんだという思い込みをしていたんです。なので別の形で、一般質問とかで、別のものを作れないのかというのを言っていたことはあると思います。

例えば、課題解決をするためには課題の公開というのは行政側でできないのかと言ったことが過去にもあります。課題の公開をしていれば、どんな課題があって、どうやって解決するのかというのが分かるので、行政懇談会で同じ質問されることないよねとか、住民さんがそれに対して活動する住民活動も活発になるよねとか、議会も課題が一目瞭然で分かるので話をしやすいよねというところで考えていくて質問したこともありますが、そういうのは難しいのかなと思っていたんですけども、最近やはり研修等を受けさせていただいておりまして、特に決算の研修ですか、今回も、つい先日もこの議会の研修で決算等をどう見ていくのかというような研修をしていただきました。

そういうところでもやっぱり、うちの町にない資料を使って、例えば政策の評価シートですかそういうものを使って決算審査をしていくんだというのはもう本にも載っている状態なので、これ、でも、うちだけじゃなくて、何かほんま何とか

なるんちやうかなと思って、ちょっと調べてみようかなと思って近隣市町も調べてみると、やっぱりあるんですよね、うちにはない資料が。これは滋賀県の中でも市だけじゃなくて町にもあります。

そういうので、例えばですが、主要施策の成果、全ての事務事業をどうこうしてくれというよりは主要施策の成果とかだと、主要施策の成果の説明というものが滋賀県下でも結構出されています。なので恐らく、これはこういうフォーマットが全部の市町が使っているんだというのは僕の勘違いで、あ、これ自体ちょっと変更することで、既にある材料を表示してもらうことというのは可能なんだなというふうに認識しておるところなんですけれども、ここで質疑です。

なぜこの形になっているのかというのをまず聞かせていただきたいなと思います。例えば、4つほどの観点でいいますと、この状態がベストであるということでの資料を出していただいているのか、また、やや違う観点でいうと、実は長年この形であるということですね。もしかしたら何十年このスタイルでやってきているので前年踏襲を何十年しているだけであるというのも、今のこの形の理由としてあり得ると思います。前年踏襲が完全に悪いとかじゃないですよ。結果として、今、原因を聞きたいわけで。

あと、今、私がなぜこれを聞いているかといいますと、議会基本条例がございます。議会基本条例の中にはどんなふうに書かれているかといいますと、予算および決算に関する政策説明資料の作成という第8条がありまして、「議会は、町長が予算案および決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し、施策別または事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める」と議会基本条例にはあります。

じゃ、前条の規定って何やねんといいますと、前条は第7条で、町長による政策等の形成過程の説明というふうなところで、「議会は、町長が提案する重要な計画、政策、施策および事業等について、政策等の水準を高めるためおよび町民への情報公開のために、町長に対し、あらかじめ次の各号に掲げる事項を説明し、議会の意見を聴くよう求める」という、「次の各号」は、「(1) 政策等を必要とする背景、(2) 提案に至るまでの過程、(3) 町民参加の実施の有無および内容、(4) 日野町総合計画との整合性、(5) 財源措置、(6) 将来にわたる効果および費用」というふうに書かれているんです。

ほんで、その次には、議会はこれを「審議に努める」とありますので、努めなきゃいけないので、これを、じゃ、僕は求めようかなと思って今お話をしているわけです。こういう観点でいいますと、これ3つ目の質問といいますか原因の追求なんですが、もしかしたら、「求める」と書いているんですが、今まで議会が求めてこなかったというのが原因なのではないかとも考えられますよね。

もう1つ原因として考えられるとすれば、やる気はあるんだけども、これがマックスの情報公開ですという状態であるということは考えられるかと思います。ただし、これについては、もしこれがマックスの情報公開であるならば、このまま、私たちは住民に説明するのは非常に困難なので、そうするとちょっと大きな機能不全になっているかなみたいな気もするので、それは恐らくそうじゃないんだろうとは思うんですが、こういうような4つの原因とすると、どういうような原因で今この状態の資料になっているかを教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

政策監。

政策監（河野隆浩君） ただいま野矢議員から、議第68号、歳入歳出決算についてご質問いただきました。決算資料の在り方についてということでございます。

今の資料の状態がベストなのか、なぜこういう資料になっているのか。あと、総合計画の目指すところにどれだけ近づいたのか、実現できたのかという評価というのを盛り込めないかというご質問だったと思います。

毎年の決算におきまして、一定、整理された資料に基づいて説明を行い、認定いただいてきたと思っております。毎年比較することも必要だと思いますので、様式を変えずにこのようになっていたのかなと思います。決算を説明できる資料となっていたものこちら側は認識しております。

議員ご指摘のとおり、総合計画の目指す姿を実現するために予算を立てて、事業を年度年度行ってきたところでありますて、決算時にその総合計画の目指す姿にどれだけ近づいたのかといった事業の取組の評価を行う、課題を共有するということは非常に大切であると思っております。いろいろご意見はあると思います。こういう切り口で、総合計画という切り口を主として考えていいきたいと。これに対して、分かりやすい資料として工夫していくことは大事なことだと思っております。

執行部側と町民の代表である議員の皆様と、こういった資料が必要だとか、もうちょっと追加で資料が要るとか、同じ目線で課題を共有して、今後の取組について議論して、次の施策に反映していくことが、よりよい日野町をつくっていく上で大変重要であると思っております。

資料につきましては今後、どういったものがよいのか、あまりにも膨大な資料を出すと余計に論点がずれてしまうと思いますので、その辺りは他市町の資料等を参考にしながら一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 確かに、今までこうやって議会も決算審査をしてきましたし、それで承認してきたというようなところがありますので、このまま、じゃ過去の、

なぜ変えてこなかつたんだみたいなことは、それでやってきたしというのももちろんあると思います。僕もそんな気でいてましたし、こういうものなんだと思っていてたんですけども、やっぱりフラットに考えてみて、もし一からつくるとすると、ちょっと違う作り方をやっぱりするやろうなというふうに冷静にも考えちゃいますので。

そういう意味で、より分かりやすいものをつくっていきたい、一緒につくっていきたいと思うんですが、なぜかといいますと、こういった形で予算・決算とかが、小さな事務事業の、何かお小遣いの細かいところをいくら使ったのを帳尻合わせみたいなことをほじくるような時間ってやっぱりそんなに有意義ではないような気もしますし、監査委員さんが見ていただいている、例えば会計監査が終わっているのにもう1回同じようなことを確認で質問するみたいなことも起きているのではないかとは思うんです。

なので、そうすると、政策があって、施策があって、事務事業があるとすると、極力、事務事業の何か理解に時間を割くんじゃなくて、施策や政策の論議に時間を割いていくほうが、住民にとって、住民福祉の向上にとってメリットになるだろうと。逆に、それができにくい仕組みであれば住民にデメリットなんじゃないかと思って今聞いております。

なのでその辺は、今の答弁ですと「考えていきましょう」ということだと受け取ったので、そんなふうにできればやりたいなと。というか、議会もみんなで、どういう形がやはり政策としてみんなで理解できて、そして、理解にできるだけ時間をかけずに次の論議に入っていけるのかというところを、みんなで一致したものと行政側とすり合わせてやっていけると一番いいのかなと思っておりますが、その場合、再質問ですけども、相当大幅なフォーマットの変更にはなるんじゃないかなと思っています。

なので、ちょっと付け足しでというよりは、もう本当に、どうせ考えるんやったらフォーマットをがらっと、になるか、主要施策の成果の項目だけ増えるか、ちょっとその辺は分かりませんけれども、何せすぐにできるようなものではないのかなと思ったりします。

よその町でいいますと、よくある項目は、現在のこの決算の状況がありまして、そしてその成果、そこに対してどんな課題が残っているか。町によってはその課題への対策はこうしますというのが載っていると。ほんで、例えば湖南市とかですと、去年の決算結果、今年の決算結果、今、執行されている予算とかが一緒に載っていて、見ただけで分かるみたいな、そういうようなこととかもあると思いますが、全て、全部、毎回考えるというよりは、あらかじめ皆さんとの、行政側にはある材料だとは思います。でないと予算立てられてないはずなので、根拠がある材料をどこ

に載せるかだけの話だとは思うんですが、フォーマット自体は結構な変更があると思うのですぐにはできないのかなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 政策監。

政策監（河野隆浩君） 野矢議員のほうから再質問を頂きました。決算資料について、作り直すということであればフォーマットも含めて大分変わるんじゃないかなという話を頂きました。

どれぐらいかかるのかというのも、実際にすり合わせを行っていかなければ分からることもあるかと思うんですけれども、確かに、ここ的主要施策の成果が、今これ、款、項、目ごとになっているのかな、例えばどうできるのかはあれですけれども、これ自体を総合政策の例えれば柱ごとに並び変えてやっていくのか。

確かに、その中でも、やった事業に対して成果をそれぞれ、どのくくりで作るのかというのもまたあると思うんですけども、成果を出して課題、そこには課題がありますので課題と、それから今後の対応という形を書いていければ、野矢議員がおっしゃる形に近づいていくのかなとは思います。

住民の皆様も、総合計画という町でのつかい計画がありますので、それに基づいて、自分たちが支払いした税金がどういうふうな形で使われていくのかというのを簡潔明瞭に示すべきだと思いますので、ちょっと時間がかかるか分からないんですけど、その辺りもしっかりとすり合わせを行い、資料については簡潔明瞭に作させていただいて、どうお示ししたら簡潔に分かりやすい資料となるのか、それぞれ考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 以上で私のこの資料についての質疑は終わりたいとは思うんですが、議会の中でもしっかりとその辺りは全員で議論して進めていきたいと思いますし、恐らく議会力向上委員会の中でそのような、どうすれば議会力が上がっていくのかという議論を持って行かせていただきながら、また、執行側のほうは執行側で近隣市町ですとかそのようなところの、そちらでも聞き込みできる部分をしておいていただけると恐らく合わせやすいんじゃないかなと思いますので、またこれからもそこら辺をすり合わせをお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから質疑をしてまいります。

まず、議第60号、日野町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についておよび議第61号、日野町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを併せてと、補正予算、それから一般会計歳入歳出決算について質疑をしてまいりたいと思います。

まず最初に、日野町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてと公共下水道条例の一部を改正する条例については、ただし書のところが同じですので、同じことを言わわれていますので、まとめての質疑とさせていただきます。

今回の改正で、災害その他非常の場合において、水道の場合だと指定給水装置工事事業者、下水道の場合だと排水設備工事店、それぞれの方も被災されていて工事事業者が不足すると想定された場合に、復興工事を円滑に進めようと、被災されておられない地域の工事業者をこちらに派遣してもらうものだと伺いました。

こういう仕組み、これ国レベルで今されているものかなと思ったんですけども、あらかじめ事前に市町間の、協定ではなかなか、町同士の協定ではちょっと違うかなと思うんですけども、そういう協定みたいなことを進めて、あらかじめここの地域が被災すればここの地域の業者さんを使わせていただくとか、そういうことを決めていくことになるのか、運用面でどういった仕組みになるのかというのをお教え願いたいと思います。

また、逆の立場になった場合、被災地さん、能登のときも行政の方が行かれましたけども、日野町の工事事業者さんを被災地に向かわせることになるのか。

これらの2点の条例の制定についてのただし書のところを教えていただきたいと思います。

続きまして、補正予算については2点お聞きしたいと思います。

まず、補正予算書の10ページ、11ページを見て下さい。私がいつも質疑させていただくところで、19款の繰入金のところ、それからその下の20款の繰越金のところ、こういう、今回、前年度の繰越金が7億1,444万7,000円ということが確定に伴って財政調整基金に繰り戻す、それから減債基金繰入金に繰り戻すという措置を今回も取られています。

今回も繰戻しをそれぞれされているわけなんですが、財政調整基金のほうは2億5,340万2,000円まだ残っているというところで、このものが年度内に繰り戻しが可能な財政運営になるのかどうか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

次に、その下の繰越金、今回も、今回もという言い方なんですが、この7億円もの繰越金が生まれたということになるわけなんですが、過去を調べてみたら、令和4年度が同じく7億5,000万円、それから令和5年度から9億円、それから令和6年度決算では6億5,000万円の繰越金であったということが書かれています。こんなにも大きな額が毎年、前年度からの繰越しになっているこの事象をどのように見ていくのか。予算のときからも3億円の繰越金を見込んでいて、結果、4億1,000万円さらに積み上がるというこの要因はまず何なのか。

私なりに考えてみると、やっぱり税収の読みにくさがここに来ているのではないかということを思ったんですが、こここの要因がどこにあるのか、ちょっと教え

ていただきたいと思います。

2つ目は次のページ、12、13ページを開いてもらって、3款・民生費、認定こども園整備事業で、今回、用地測量や基本設計等の必要となる経費を3,600万円計上されました。8月に発行されました日野町認定こども園整備基本構想のスケジュールでは令和7年度、今年度に用地測量や基本設計のほかに用地買収も行うとあります。今回の補正で用地買収費用が入ってきておりませんけども、これはどうしたら、12月に入っていくものなのか、どういう予定をしておられて、どれぐらいの規模、金額になるのか、算定を既にされていることだと思いますので、そのことを教えていただきたいと思います。

補正予算についてはその2点です。

次、一般会計歳入歳出決算からは、今回、毎回なんですが、日野町各会計決算審査意見書というのが監査委員さんから出されております。要点を非常に絞られて分かりやすく書かれていますので、この意見書からうかがえる決算の動向について、まず2点確認したいことがありますので教えて下さい。

そのほかに、基金のことと、今、進行中のわたむき自動車プロジェクト、それから観光施設整備事業のこと、国民スポーツ大会のことについて、ちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

まず、決算審査意見書の3ページの上の表を見ていただきたいと思います。決算の収入率が92.3パーセント、前年度決算額と比較すると1.3ポイント減少しているということも書かれています。これもちょっと過去を見てみたら、令和4年度が97.8パーセント、令和5年度が93.6パーセント、令和5年度の決算と比較すると1.3パーセントの減少なんですが、令和4年度から見ると5.5ポイントの大幅な減少となっています。

この減少要因は何なのかなと考えているんですが、これも先ほど言いました、税収の見込み幅の相違そのものが起因てくるのではないかなど、そのように私なりに思っているんですけども、どのような要因でこれがだんだんと減少になっているのか教えていただきたいと思います。

次に、同じ表の執行率のところ、これもいつも会計管理者のほうから執行率何パーセントという細かな情報まで頂いているわけなんですが、ここでは全体で見て85.8パーセント、前年度と比較すると2.1ポイント減少しているということが書かれています。これも先ほど言いました、過去の令和4年度を見てみたら89.4パーセント、令和5年度が87.9パーセント、令和5年度決算と比較すると2.1ポイントの減ですが、令和4年度から見ると3.6ポイントの減少と、これも減ってきているんです。

これはやっぱり大きな事業の繰越しがちょっと要因だというふうに考えており

ますが、この減少傾向となっているのがちょっと気になっているところでございます。この要因も何だと捉えているのか教えていただきたいと思います。

次、基金のことを言いましたけども、決算書、分厚い決算書の142ページ、143ページに各基金の現在高が記載されております。残念なことに、令和6年においては令和5年度に比べてほとんど積み上がっていない。まちづくり応援基金はふるさと納税がございますので、それなりというか、言い方は悪いですけど積み上がっているんですが、積立てなあかん、重要な子育て基金やとか教育施設整備資金積立基金、それから情報システム整備基金は、計画を持って積み立てるということをしていかないと、やっぱり積み上がらないものだと思います。財政に余裕があるときに積み上げて、余裕がなければ積み立てないと。

ますます、今もなんですが、義務的経費が増大する中で、認定こども園の建設工事を行ってやっぱり開園に結びつけなければならないし、そのためには子ども・子育て基金のところを積み立てていかなければなりませんし、教育施設設備資金も老朽化する必佐小学校の大規模工事に備えなければなりません。それから、情報システム整備基金も子どもたち全員に使ってもらっているタブレット端末、これも更新、国の補助はあるにしても、多少なりとも町の持ち出しはあろうかなと。

そのように、国の支援が万全ならまだしも、そうはいかないと思いますので、これらの重要な基金の積立ては計画的に行う必要があるのではないかと思いますが、その点の町の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、主要施策の成果からの6ページ、わたむき自動車プロジェクト、デジタル田園都市国家構想交付金事業でわたむき自動車プロジェクトのことが書かれています。推進協議会の負担金は今は2,888万円ということで随分減少傾向にはあるんですが、プロジェクトそのものは今、チョイソコひの、それから公共ライドシェアということで、住民の足の確保ということで機能的に、それから有効的に使ってもらっているかなということを思っております。

そこで、チョイソコひのは、わたむき自動車プロジェクトの報告資料を見させていただき、そこにも記載されておりますが、非常に現状うまくいっているかなというふうに思っています。エリア拡大を進めて、利用者の拡大を進めて、今、町のほぼ90パーセントを20分以内で対応できているという報告も書かれておりましたけども、これからますます利用が拡大されていくと、待ち時間が長くなることも考えられます。その点は大丈夫であるのか。

それから、公共ライドシェアの2回目の実証実験運行も令和7年6月1日から始められていますが、利用者数は伸びているのか、認知はできているかなど、新たな課題が出ているのであれば教えていただきたいと思います。

続きまして、主要施策の成果の50ページ、観光施設整備事業で日野町観光駐車場

およびトイレ新設設計業務委託に179万8,500円が計上されています。中西議員の一般質問でこのことを取り上げておられますので、私のほうは、言うまでもなく、設計までできているのに財源が確保できていないからやらないのでは、財政を含めた計画性、投資的計画がおろそかになっているのではないかなと、そういうふうに思うのです。

財政面で投資的経費は6年度決算で何パーセントぐらい占めてきているものなのか。委員会で明らかになるとは思いますが、この時点ですまづ確認させていただきたいと思います。

財政面での投資的経費なんですが、先日の議会力向上特別委員会での研修会で講師の先生からも、この投資的経費は15パーセントぐらいが妥当な数字ですよという話をされていましたので、令和5年度の決算では9.何パーセントで、それに届かないような数字でありますので、その点を確認させていただきたいと思います。

最後、6つ目、主要施策の成果73ページ、国民スポーツ大会運営事業が掲載されております。本番が間近でございますので、県内各地それぞれ事前にイベントをされたりとか、日野もそうなんですが、開催に向けて盛り上がりを見せてきているのが現状だと思っています。

日野は軟式野球が開催されますが、今までからレスリングやバスケットボール、それから学童の野球のチーム、それからバレーボールなど様々なスポーツに関して非常に熱心に指導していただいて、結果、今よい成績につながっているのではないかなと思います。今年の国民スポーツ大会をどのような大会とし、後に残るもの、日野のレガシーは何と捉えているのか、町のトップの意気込みとして聞かせていただきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） ただいま山本議員のほうから、議第60号、日野町上下水道給水条例の一部を改正する条例の制定および議第61号、日野町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、併せてご質問いただきました。

現在、昨年1月の能登半島地震の教訓を受け、国のほうでは、上下水道の関係ですが、耐震化等、復旧に関しても上下水道一体ということで進められております。そういう中で今回、能登半島地震の際に家屋のほうの被災がかなり多かったということで、宅内の給水・排水のほうの復旧がなかなか進まなかつた。これは家屋の倒壊とともに指定業者さんも被災されたというような状況があります。そういうことで復旧がかなり遅れたということで、今回の改正につきまして、国のほうから一定そういったことで災害時に対応できるようにということで通達等があったところです。

現在、上水・下水の指定工事店と併せて言わせていただきますが、指定工事店につきましては、町ごとに指定させていただいているところです。そういったことで、先ほど協定というお話もあったんですけども、いわゆる復興の際、各市町、水道であれば水道協会から、下水道であれば県と各支部を通じて応援要請が来ます。そういう中で業者さんのほうも一定帯同される市町もございます。

ただ、実際には、本管の部分の復旧というところで、大きい市ですと上水道・下水道の事業者さんの組合があるんですけども、組合という形で帯同されるというような状況です。

一方、宅内の関係につきましては、こういった災害時に備えておられるところは、こういった他の市町が指定されたところが対応できるようにされているところとか独自で協定されているというようなところもあるかと思うんですけども、全体的には各市町ごとにされているので、そういう対応がスムーズにできないというようなことで、今回改正させていただくものとなりました。

ですので、全国的には、もう既にこの6月ぐらいで改正されているところもありますけれども、今年度にこういった改正を進めておられるような状況かと思います。

それと、逆の立場で、町内から、ほかのところの被災地に町内の業者さんが行かれることもあるのかといった点につきましては、こういったところにつきましても、これまで業者さんのところまでの要請はございませんでした。ただ、こういったところで今後、いわゆる県とか、水道でしたら水道協会、そういう部分を通じて要請が出てくる可能性もあるのではないかというふうに考えているところです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 山本議員から何点かご質問を頂きました。

まず、議第62号でございます。財政調整基金につきまして、まだ少し残っている、年度内に繰り戻せるのかというご質問です。

正直、厳しいという思いを持っております。といいますのは、交付税も昨年であれば追加交付があったんですけども、今年についてはちょっと見込めないのかなという状況もございます。あと、人件費等の今後の予測もございます。そういう中からいかに繰り戻せるのかというのは正直難しいところもあるかなと思いますけども、ここは一定、基金の目標額といいますか、財政調整基金として必要な額を担保したいと思っておりますので、極力積み立てるような形で努力はさせていただきますけども、ちょっと厳しいのかなという思いを持っております。

続きまして、繰越金であります。今回、繰越金をさせていただきました。ここをどう見ているのかということでございます。ここはやっぱり、議員おっしゃるように、景気が回復してきたことによる税収でありますとか、国からの国税を原資とした交付金等がやっぱり増えたのかなと、このように思っております。そのほかに

も多々の要因もあるかなと思いますけども、そちらの要因のほうが大きいのかなと、このように思っているところです。

続きまして、議第68号、決算につきまして、収入率と執行率のご質問を頂きました。ここにつきましては年々で変わってくるかと思います。特に繰越し事業があるかないかによって収入率も変わってきます。予算上は残っていても、結局、事業を行わないことによって収入がない、また、予算は組んだけども繰り越したので執行していないということになりますと、やはり執行率も変わってきますので、こちら辺が影響しているのかなと、このように考えております。

あと、基金でございますけども、基金の積立てができなかった、特に特定目的基金につきましては、本来その目的のために積み立てるというのが本意ですけども、令和6年度につきましては積立てが少し難しかったのかなと思っております。やはりこれにつきましては、その積み立てるだけの資力といいますか予算がなかったというのが正直なところでございまして、こここの部分につきましては今後どのようにしていくのかというのもありますし、その目的がございますので、そこにいかに積んでいくのかというのも1つの課題かなと、このように思っております。

続きまして、投資的経費のご質問を頂いております。財政向上の状況の中で、投資的経費の比率というのが、構成比というのがございます。議員おっしゃいますように令和5年度につきましては9.3ということでございました。令和6年度につきましては8.7ということで、かなり厳しい状況が、前年より下がったということで、状況としてはこのような状況でなっております。

財政につきましてはなかなか厳しい状況がございますので、こちらのほうにつきましても、努力いたしまして、できるだけ適正な財政運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 続きまして、山本議員から議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）について、認定こども園整備事業の中の委託料3,600万円についてに関連しまして、用地買収費用のことについてということでご質問を頂きました。

今回、補正予算額の内容につきましては、議員おっしゃるとおり、4点の委託業務という形で予算計上させてもらっています。

まず、基本設計業務と、それから事業収用認定支援業務、それから造成設計業務、あと、農地ということもございまして農業用排水調査の委託業務という4点でございます。

また、今回、基本構想の中で今回の新子ども園の場所、予定建設予定地をお示しさせていただきました。この建設予定地は農業振興地域内の農用地区域でございま

して、約1万4,000平方メートルございます。いわゆる青地ということで、こここの用地買収をさせてもらうためには、この青地を白地にする農振除外という形で手続をする必要がございます。この農振除外を行うため、土地収用法においての事業認定を受けることが必要となっておりまして、今回この業務を支援業務として発注させてもらいます。

この事業認定については、県の事業認定の承認を頂くということになるんですけども、この間、先般、県の担当のほうとも協議させていただきますと、この事業認定が来年度のほうでスケジュール的に認定を受けられるかなというような打合せ、スケジュールも示してもらった中で、これからこの用地買収費用の予算計上については次年度の当初予算ないしぐらいでの予算計上になるかなという想定をしているところでございます。

なお、この大体の予算規模につきましては、今のところちょっと金額のほうは調査中ということで、土地の鑑定評価等を調査いたしながら金額の決定をさせてもらうというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（小島 勝君） ただいま山本議員から、議第68号、令和6年度日野町一般会計歳入歳出決算に関連しまして、わたむき自動車プロジェクトの部分につきまして、チョイソコひのと公共ライドシェアにつきましてご質問を頂いたところでございます。

先ほどの議員のご質問にもございましたとおり、まず、チョイソコひののほうでございますけども、おかげさまでご利用者の方には好評を頂いているというような状況でございます。さらには、今年度に入りまして東西の桜谷地区、公共交通空白地区もエリア拡大をさせていただきまして、登録者数で比べますと、昨年度末と今年度7月末で比べますと258人増えまして、率にしますと17.5パーセント、その中でも実際に利用されている方が115人増えておりまして、25.4パーセントのご利用者さんが増えているというような状況でございます。

そういった中で、1日の利用件数も伸びております。これまで、前年度までは1日に20台後半の予約件数でございましたが、4月以後は1日40件ぐらいの数で推移しております、そうしますと、議員ご心配されていましたとおり、ますます予約が取りにくくなるのかなという状況が心配されるところでございます。

そういった中で、今、町のほうとしまして、チョイソコひののやはりメリットというのは、希望される時間に行きたいところに行くというのが一番のメリットであるというふうに考えておりますので、まず、現在できる方法としては予約システムの調整、例えば、日野町の交通事情を考慮しまして、都会ですと目的地まで行くのに時間がかかる係数を掛けているのを、少し、日野町ですと交通渋滞も少ないので、

その係数を調整して、違う予約で押さえる時間をちょっと短くして、ほかの方が取りやすくすると、そういった努力もさせていただいて、先ほど言わわれました予約時間と実際の時間のずれの20分以上のずれというのも、今現在、7月末で7.5パーセントまでに来ているというところでございます。

ただ、今年度、西大路地区、鎌掛地区、必佐地区の一部につきましてもエリア拡大しようということで取組は進んでおりますので、来年度の4月からエリア拡大を目指しているところでございますが、そうするとますます取りにくくなるので、そこは台数の増車も視野に入れながら今現在検討を進めているところでございます。

チョイソコひのはこういう状況でございまして、より利用をしていただける方に、使っていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、公共ライドシェアの関係でございます。

令和6年度につきまして、1月18日から3月9日まで延べ18日間、土日祝日運行をさせていただきまして、そのときの件数でございますけども、73人のご利用があって、今、1人当たり4.1人というような状況でございます。前年度の実証実験の中で出てきました課題を捉えて、今年度6月1日から再び実証実験をしているところでございます。今年度は6月1日から始めて来年3月15日までを予定しているところでございます。

前年度、実証実験の中で一番多くご利用いただきましたのが日野駅と旧鎌掛小学校、この間のご利用が多かったというところでございます。その中でも外国人の方の利用が多かったというところで、これは昔、この旧鎌掛小学校を生かしたアニメがありまして、その影響というふうに聞いております。こういったところもございまして、まずは多言語での表記というところをこの6月1日の実証実験に向かって取組をまずさせていただいたところです。

ただ、現在のところ、6月1日から8月31日まで、この間29日間運行しているところでございますが、ご利用の件数が24件、利用者が34人というところで、少し低调になっているというところで、今、てこ入れをしているところでございます。

議員ご指摘いただいたとおり、ここ周知の部分、課題は私は2つあると考えておりますし、1つは周知の部分で、観光客の方が来られた際に、まずあるということを知らせないといけないというところでございます。日野駅で降りられた方には、そこにライドシェアの案内、のぼり等を立てているんですが、まず、ネットで日野町に来ようとする方に分かるように、町のホームページだけではなくて、日野町の観光でいいますと、一番観光入り込み客が多いのがブルーメの丘かと思いますので、ちょっとブルーメの丘さんにもご協力いただいて、公共ライドシェアのページにリンクを張っていただく。また、町なか観光の部分では、観光協会、近江日野商

人館、近江日野商人ふるさと館など、こういったホームページ、また、先ほど申し上げました旧鎌掛小学校の関係では、そこを運営されている団体さんにご協力をお願いして情報をつなげていただいているというような状況です。

あともう1つ課題があると申し上げましたのは、料金設定の問題かなというふうに少し考えているところでございます。公共ライドシェアにつきましては、1乗り1,000円というところで、タクシーと同じような感覚で乗っていただきたいという料金設定で実証実験のところを始めているところでございますが、ご利用いただいたアンケートというかお声を聞きますと、観光客の方は1乗り1,000円というのはタクシーに比べて安いので、適正な価格ということでお答えを頂いているんですが、住民の方にとっては生活の一部ですので、1乗り1,000円というのは少し高いというご意見を頂いているというところでございますので、こういったことを踏まえまして、この9月末に、チョイソコひのをご利用いただいている方にお試しで乗っていただきたいというところで、前回の実証実験のときもしたんですが、500円で乗っていただけるようにというところでお試し券を発行して、これがどういう推移をするかというのも注視しつつ、今後の公共ライドシェアの設計に役立てていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 国スポに関しての意気込みといいますかレガシーについてご質問いただきました。

一般的にレガシー、遺産と言われているものは、例えば、この国スポを契機にハードの物を改修してレガシーが残ったというような表現がよく言われるわけでございます。当町におきましてはありがたいことに、そもそもございます野球場の改修という、そういったタイミングとも重なって、あの部分をきれいに作ることができたというのは言うまでもなくハードの側面では1つのレガシーになると思っております。

そして、もう1つはソフトの面としまして、やはり各種団体の皆様や今回も国スポ・障スポに関わっていただいている実行委員会の皆様との連携の部分、これも大きなレガシーではないかなと思っております。国スポに向けて、国スポ記念という、それを冠したイベントや行事もそれぞれの団体さんやチームも行っていただいたこともございますし、また、炬火イベントをはじめ、本当に多くの、スポーツ協会や推進員さんも含めてですけれども、助けていただいているところでございます。

それが結果的にこれから日野町のスポーツ振興にもつながりますし、具体的にはやはり部活動の地域移行、これから学校で部活動が丸々運営できないという状況が目前に迫っている中で、地域の皆様や部活のそれぞれの皆様に協力してやっていかないといけない中で、こういった契機に1つつながりができた、別の新たなつな

がりができたということは大きなレガシーではないかなと考えております。

10月4日、5日、皆様と盛り上げてまいりたいと思いますので、どうぞ議員の皆様、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 再質問をさせていただきます。

まず、上水道給水条例および公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件なんですが、先ほどの答弁で、水道協会とか下水道の組合員さんがあって、その方との連携が市町間であって、被災時には応援体制が築けるという理解をさせてもらいました。

ただ、宅内の話がちょっと出たんですが、宅内も個人的なおうちですよね。おうちにも要は事業者の方が入り込んでということの理解を私はしたんですが、それでよろしいでしょうか。その点を確認させていただきたいと思います。

2つ目は補正予算の認定こども園整備事業の件です。先ほどの答弁では、農振除外とか、そこの規制を外すことの申請、事業認定が来年度に受け入れてもらえそうだということで、用地買収の費用も来年度、新年度予算に組めることになるだろうという話になりました。ということは、何か必然的に、そのことから工事状況やとかも鑑みると、令和10年4月の開園は到底難しくなるなということを思わせていただきました。

パブコメのところにも何かありましたけども、そういう規制のところが、申請に時間を要する場合があって、時期のことについてはずれ込むというか、そういうことの可能性も加味されるような回答であったかなと思うんですが、実際にそのようなことがもう既に起こりつつあるのかなというふうに察したんですが、令和10年4月開園に向けてのスケジュール感で、どの程度、もう大きな影響なのか、どのように捉えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次に、決算からの目的整備積立基金の話で、私は計画的に基金を積み立てないと、今年度予算が余ったから積み立てていくわというのが、今までのやり方ではなかったか、税収が多く入ったから積み立てると、そんな形ではなかったかなと思います。これから財政運営をしていくにあたっては、ちゃんと基金にも毎年積み上げていくのだということも、ちゃんと年度当初予算を組み立てるときに考えていかなければならぬのかなということを思わせていただきました。

あまりにも、あれもこれもという言い方になるんですが、いろんな住民さん要望がありますからやむを得ないところもあるんでしょうけども、何もかもはやっぱりできない、イコール、こういう大型投資にも踏み込むことがやっぱり遅れていくということになりますから、その点をやっぱり、この基金、それから先ほどの投資的経費が少ない、令和6年度は8.7パーセントになってきているというのも、そこの

財政基盤を強化するためにも財政運営の在り方をやっぱりきっちりと考えなければならないのかなというふうに思いました。

一度立ち止まって、中長期の財政見通しもありますから、そのところをきっちり調査を踏み込んでいただきて、しっかりした財政基盤を築いていただくように、これお願ひです。答弁は結構でございます。

それから、あとは、今のライドシェアの話とかチョイソコひのことは理解させていただきました。ライドシェアで今年6月1日から8月31日、これは今年の夏、やっぱり土日であれども猛暑ですから、とてもやないが観光客も少ないのかなというふうに察しますので、てこ入れをしていただいているのは非常にありがたいので、そういうことも進めつつ、そういう一因もあったのかなというふうに察しますので、これも答弁は結構でございます。

最後、町長よりも国民スポーツ大会に関して話していただきました。私も様々なスポーツを通して人がやっぱり育ってきているのかなと、小さい頃からスポーツになじんでいると、大きくなってそのスポーツに対して指導する立場に変わっていくて、それが日野のやっぱりレガシーというか、いい点かなというふうに思います。だから、そういう思いで町との連携もあるでしょうし、連携することによって人が育つし、そういう意味からも非常に人を大事にしたスポーツ振興というのが求められると思います。どうぞ成功できるように皆さんとともに頑張りたいと思います。

再質問は最初の水道のところと、それからこども園のところ、その2点だけよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） ただいま山本議員のほうから、議第60号および61号に関しまして再質問いただきました。

宅内側の部分でございますが、全国的には独自に協定とか、災害時にそういった他市町の指定工事店を使えるというようなふうにされているところ以外、全体的にはそういった対応ができていないのかと思います。ですので、今回の改正をすることによりまして、災害時に宅内のほうを触っていきやすくなるということになります。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま再質問を山本議員から頂きました。認定こども園の整備に関するスケジュールのことということでございます。

先ほど議員のお話もありましたように、パブリックコメントの中でも同じようにこの整備スケジュールについて、令和10年4月を目標にしているが、なかなかこのスケジュール感は無理があるというか大丈夫かというようなご質問を頂きました。

町の考え方として、回答といたしまして、先ほどもおっしゃっていましたように、

この建設候補の予定地が様々な都市計画法や土地収用法、農地法と、いろんな許認可の認定を受けていかなあかんという手続が必要やということで、その分なかなか時間も、スムーズに行けばいいんですけども、いろんなやり取りをする中で時間を要する場合もあるということは想定しております。

そういった中で、当初、令和10年4月という開園目標で今現在も体制も整えていただき、さらにこれからも府内の関係課とも連携をさらに深めながら、府内職員一堂挙げて、これについてスケジュールに間に合うように取り組んでいかなあかんということは当然思っておるんですけども、そういった形で許認可のタイミング、そこを本当にいろんな事務手続を同時進行でクリアしながら、職員、子ども支援課だけじゃなく他課の関係課の職員とも協議しながらベストを尽くしていこうというようなことで現在思っていますので、今現状としてはこの令和10年4月開園ということを目標に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 最後の新認定こども園の開園に向けての話をさせていただきましたが、先ほども答弁にありましたように、いろんな申請の手続があって、非常に職員の皆さん、労力をかけていただいているというのが実情かなというふうに思います。ただ、住民の皆さんから見ると、ぜひとも開園を目指してほしいということもございますので、行政の、本当に日野町の一大の投資のことございますので、各課連携の下、ぜひとも間に合うように頑張っていただきますようお願いしまして、私の質疑を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、私から質疑は1点ですけども、質問させていただきます。内容は議第59号の中のわたむきホール虹の使用料の改正について質問させていただきます。

後ろのほうのページに日野町使用料条例の新旧対照表というのがあるんですけども、これが20ページと22ページにあります。ここの中からちょっと質問させていただきたいんですけども、このページには現行の料金表と改正案の料金表が示されているわけですけども、まず1つめは大ホールと小ホールについて、20ページにありますので、これについて質問させていただきます。

この現行と改正案を見ていくと、改正案を現行の額で割り戻しますと、大体25パーセント値上がりになっているわけです。ほぼどれも25パーセントなんんですけども、ただ、小ホールについては、土日・祝日についてそのルールがちょっと変わっているように思いました。なぜかというと、ちょっと100円の誤差が出てきます。25パーセント掛けてさらに四捨五入しますと、この額にならないのが4つほどあつ

たので、なぜかなと思ったので、ちょっとそれについて説明させていただきます。

例えば、小ホールが午前中は3,000円が3,800円になって、倍率としては1.25ですか、25パーセント上がっています。3,750円になりますね。3,000が3,750円。これは切上げして3,800円になっていると思うんです。ところが、次の昼からの部、1時から5時まで、4,200円が5,200円になっていますけども、これ1.25を掛けた四捨五入しますと5,300円になるのかなと、こういうふうに思います。

以下、あとも6,300円が6,400円になるのと、13時から22時までは1万1,500円は1万1,600円に、そして9時から22時は1万5,300円が1万5,400円だと思うんですけども、この辺は間違いないのかどうか、ちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

それと、次のページの22ページを見ていただければと思います。この22ページでも上げ幅に非常にむらがあるところがあるんですけども、25パーセント値上げであるということを考えると、そうなっていないところがあるんです。これは利用状況を考えた上でそういうふうにされたのかどうか分からないですけども、まず最初に、楽屋1、2、3とあって、次に楽屋の事務室がありますけども、楽屋1については大体14パーセントから20パーセントの値上げになっています。楽屋2、3については25パーセントから50パーセントの値上げになっているんです。そして、楽屋の事務室については60パーセントから100パーセントの値上げになっているんです。なぜこういうむらがあるのか、ちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

あと2階部分についてはほとんどが25パーセントの値上げということで問題はないかと思うんですけども、ギャラリーについても一緒です、ほぼ25パーセントの値上げになっていますが、楽屋2、3と楽屋事務室がなぜ2倍になったり、六十何パーセント、七十何パーセントの値上げになっているのか、その辺が何か理由があれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 9番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま高橋議員よりご質問を頂きました。わたむきホール虹の使用料の改定ということで、大ホール、小ホールの改定について、その率がちょっと合わないところがあるのではないか、四捨五入やったり切捨てであったりということです。

小ホールだけではなくて大ホールも再度私のはう確認させてもらったところ、四捨五入したり切捨てやったりという部分もありますし、そのまま1.25を掛けた数字がそのまま入っているところもございます。わたむきホール虹の指定管理者でもあります日野町文化振興事業団さんとも相談しながら、この辺は全体的なバランスを整えるというような形での料金設定にさせてもらったということでご理解いただ

きたいなというふうに思います。

それと、楽屋の2、3に比べて楽屋事務室が1.6倍ほどとかになっているようなところもあるというところなんですが、実を言うと、事務所という使い方ではなくて、現在ほぼ楽屋2、3と同じような使い方をしているということもあって、この楽屋2、3と合わせるような料金設定にさせてもらったというのが改定の理由でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 確かに数字が合わせてあるわけですね。楽屋3と楽屋事務室が合わせてある。そのために、現行の場合はかなり差があるけども、改正案で合わせたということでこういう誤差が出たのかも分かりませんけども、会議室1、会議室2、会議室3、そして和室1、これは全部同じ料金にされたというのは今おっしゃられたような理由によるものなのかどうか。全部これ4つとも同じ料金ですね。そして、さらに研修室と和室2もまたこれ同じ料金にされていますけども、この2つも現行では異なっているのに改正後は合わせてある。これも何かそういう、合わせておいたほうが分かりやすいという意味があるのかどうか、ちょっとその辺も教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 再質問いただきました。

高橋議員お見込みのとおり、料金を合わせることで分かりやすい料金体制にさせてもらったというところでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） すると、これも利用状況によって変えたというわけではなくて、料金をなるべく合わせていくということで変えられたというふうに理解してよろしいですか。分かりました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、私のほうから4点、質疑をさせていただきます。

1番目は議第58号を中心とすることだったんですが、既に午前のところで福永議員、それから川東議員辺りに詳しくもうおっしゃっていただきましたので、議第58号の手数料条例の改正についてと、それから議第59号の使用料条例、これ今の高橋議員の部分を含めて、その辺りはもう既に聞いていますので、あとそれから、議第57号の税条例の部分についても何項かは既にもう午前で聞いていますので、その中で残った1点を1つお伺いします。

議第57号の税条例の一部改正についての中で、日野町税条例第90条8項の部分で

す。原付自転車の保険標章、いわゆる自賠責保険ステッカーの再交付の部分ですけれど、はじめは私、何気なしに手数料条例と同じように見ていて、現行200円のものが300円になるんだと、そんなふうに考えていたんですけど、ちょっといろいろ見てみると、軽自動車税というのは町税なんですね。その車検ステッカーの再交付料というのは、検査協会のホームページによると一律300円と既に現行でなっているんですね。

ところが、原付の場合は関連するそういう保険会社とかのホームページ等にも全くその記述がないところからすると、これは完全に各自治体で決めるものなのか。各自治体で決めるということであれば、手数料と同様、その値上げの理由をお伺いしたいということが1点と、それから、財政の決算書なんかを見ても、これはどの目、節に入るんやろうかなと。いわゆる諸収入なのかなと思うんですが、この辺どこへ入るのか、その辺りもお教えいただきたいと思います。これが1点です。

それから、2点目と3点目は関連しているんですけど、議第63号の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、それから、議第64号の介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

いずれも多額の償還金があります。私も財政のことのはんまり詳しくないのでよく分からぬ、とんちんかんなことを聞くかも分かりませんけれど、国保については1,371万円の償還金が出されています。これとそれから県の連合に対する余剰金返還金というのは1,012万円あります。これとの関係はどういうふうに見たらいいのか。

それから介護保険については、介護保険の場合は償還金と含めて還付加算金というのが加わって6,321万円というふうになっています。国保のほうもそうですけれど、額が大きいんですが、なぜこのような形で、特に介護の場合は償還金とそれから還付加算金が増えていっているのか、その辺りのいきさつをお伺いしたいと思います。

それから4点目は、議第68号、一般会計歳入歳出決算についてですけれど、これは決算意見書等でもこれまでからも何度も指摘されておりますように、いわゆる不用額の問題です。昨年より減少に転じたとはいいうものの、多額の不用額がある。この問題については決算の意見書の中でも好ましいものではないというふうに指摘しておられます。

一般会計の決算の歳出の項のレベルで取り上げますと、この中で特に多いのが総務管理費の4,631万円、それから社会福祉費の7,937万円、それから児童福祉費の4,197万円、それから保健衛生費の3,520万円、それから、この後の2つの問題なんですが、農業費の2億5,045万円。農業費についてはこの2億5,000万円のほかに5億9,590万円の繰越明許費、畜産酪農収益力強化整備等特別対策の繰越明許費もあ

りますね。

こういった形のものが、すごく大きな額のものが支出されていない。農業費についてはそこの繰越明許の部分も含めて、これらの3,500万円以上の不用額について、前に説明あったかも分かりませんが、なぜこのようなことになったのかをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（杉村光司君） それでは、加藤議員より質問を頂きましたので、回答させていただきます。

まず、今回、税条例の中に鑑札弁償金という形で、ナンバーにつきまして、車検のステッカーと言っていただいたんですが、原付ナンバーとかトラクターにつけるナンバーのほうになりますので、そのところについてはもともと根拠のほうが税条例の中に記載されていたということで、それを上げさせてもらうといったことになります。

値上げの理由につきましては、これはなくなった場合に公道等が走れませんので、その際には当然再発行といった形になっていくんですけど、その再発行の額が今まで200円台で済んでいたものが、この物価高騰、そういったものの中で300円台に上がってきた、1枚当たりが300円台に上がってきたということから、今回、ほかの手数料とか使用料とかも一緒になりましたけれど、それとはまた別に令和7年度の中でこれは対応しなければならないということで、200円から300円に税条例のほうを改正して上げさせてもらったということになります。

もう1つ、この弁償金がどこに載っているのかということですが、令和6年度の決算書でいきますと、53ページの、おっしゃっていただくとおり、確かに諸収入の中の4番の雑入のところの中に入っています、次の55ページのところに標識弁償金というのがありますので、この部分に入っているといったところになります。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） 加藤委員から諸収入につきましてご質問いただきました。

歳入のほうは国保連から、1年間に使うのが大体12億円ということで、国保連さんが先にお渡しさせていただいて、ほんと1,000万円お返しいただいたという形になりました、返していただいて、次、県のほうにお財布がありますので、そちらに支出させてもらうという形になります。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田甚吉君） 介護保険特別会計補正予算についてお尋ねいただきました。

全員協議会でお話しさせてもらったとおりですが、令和6年度の保険給付費および地域支援事業費の精算に伴い、介護保険事業計画の1年目で見込んだ支出に及ば

なかつたために、前年度に受け入れました国庫支出金と県支出金と、40歳から64歳までの第2号被保険者の方については健康保険から介護保険料を頂いているんですが、そのお金は社会保険診療報酬支払基金というところを通じて頂いていますので、その3者から頂いたお金を余剰金、超過額が出ましたので、前年度繰越金を歳入に上げまして、お釣りが出たので歳出で償還金するということでございます。

科目的ところで説明いたしました還付加算金と書かれていますが、これは償還金ですので、割増しというんですか、利子をつけて返しているのではなくて、交付された額で余った分について返還するということです。なぜ余ったかといえば、介護サービスの利用が予定より少なかったということで、認定率はそこそこあったんですけども、保険事故が軽度者が多かったというようなことや施設サービスの利用が少なかったということで、計画の範囲でとどまったので返すということでございます。そういう、サービスを見込んで交付は受けたけれども、少なかったので補正予算で返還金を今回、挙げさせていただいたということでございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいま令和6年度日野町一般会計歳入歳出決算についてご質問いただきました。不用額が多いということでご指摘がございました。

中の項でご質問を頂きましたんですけども、総論的に申し上げまして、通常ですと3月補正に向けて事業を精査いたしまして、それによって3月の補正予算で歳入歳出の均衡を図るような形で調整させてもらっております。しかしながら、実際の歳入が遅れて入ってきたり、また、歳出につきましては、特に人件費でありますとか扶助費関係につきましては、これは不足させることができませんので、多少の余裕といいますか予算の執行を少し多めに見て予算化しておく必要がございます。そういういった関係もございまして、最終的に不用額の残が出てくるところもございます。

おっしゃいました総務管理費、社会福祉費につきましては、主には人件費関係など、このように思っているところでございますけども、また、農林水産業費の農業費につきましては、こちらは繰越し事業でございまして、畜産クラスター事業がございますので、こここの部分も繰越し事業があったということで、このような形になっております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 税務関係のほうについては一応そういう形で行くのかなというふうに思います。どこに入るかというのはよく分かりました。

それから、介護サービスの部分ですけれど、還付加算金というのは、タイトルはそういうことになってあるので、実際に加算はされるわけではないと、そういうようなことをおっしゃったので、別にこれが償還金が多いからというて余計なペナルティー的なというか利子的なものが含まれているというわけではないというふう

に考えたらいいんですかね。

その辺り、それにしても額が多いというのはやっぱり気になるのは気になるんですけど、ただ、これが今おっしゃったように、サービスの利用が少なかったと。それは住民さんがみんな健康で利用が少なかつたら、それは一番いいわけですけれど、やっぱりいろいろ利用控えとか何かいろんなことがあるとすれば、やっぱりそれは、必ずしも望ましいことではないので、その辺り、あるいは、もし、何というのかな、そういうことがなければ、逆に言うたら、当初の見込みみたいなものがこれで本当にやかたんだろうかなということにもなってくるかと思いますし、その辺りもうちょっとお聞かせいただければありがたいなと思います。

それから、不用額のことについても若干同じようなことが言えるわけで、ぎりぎりの予算にして赤字になるというのはもちろんいかんわけですけれど、何か不用額が多過ぎるなという感じ。これは監査の指摘のとおりやと思うんですけども、その辺りちょっといろいろ考えていただかんとあかんのちゃうかなというふうに思います。厚生主監だけ、もう一度お願ひします。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田甚吉君） 介護保険の費用負担については、全協で申し上げましたとおり、介護保険法の121条以降に書かれていますので、税金半分、保険料半分、税金の部分は国が25パーセントで県と市町が12.5パーセントずつ出すというルールの中で、あらかじめ計画に見合ったお金を交付を受けていましたのが、支出がなかったので、その割合に応じて、預かったお金ですけれども、余剰額が出たので今回返すという会計処理をさせていただいています。

その余った理由は何かと言われますと、申し上げましたとおり、認定率が、見込んでいたのが大体の16パーセントから17パーセントあったんですけども、要支援1・2か要介護1の軽度者の方の割合が多かつて、軽度者の方が多いということは使えるサービスの額も低いわけでありますので、その結果として費用負担が、保険事故が少なかった結果、介護保険の保険給付費の支出も減ったということではないかなと考えております。

それと、傾向として見ておりますと、施設サービスの中でも介護老人保健施設の利用がちょっと少なかったかなと思っています。そこの詳細についてはちょっとまだよく分かっていないところもあるんですが、その結果としてお釣りが出たということかなと思います。

では計画時点はどうであったのかというところでありますと、そこは、実際のところ、その認定、今後、今年75歳以上に団塊の世代の方が突入してきたというところで、今後の動向を見ながらというところもあろうかなと思います。それともう一方で、これも従来から申し上げていると思いますが、介護予防なりそういった

取組の効果というのもあるのかなというところで、今後も状態の維持・改善を図るような取組も介護保険者として大事なのかなと思います。

先ほど午前中のご質問もありましたけど、認定率が低いままで行ってお金が余つてくるのであれば、もちろん保険料も下げていくことが必要なのかなと思いますし、一方で介護労働者の処遇改善といったことも必要になってきますので、報酬改定等も図られなくてはいけないと思いますし、事業所の経営支援とかいうのも1つの課題かなと思います。そうなってくると介護費用というのが跳ね返ってくるんですけれども、そういうた保険料や費用負担に跳ね返らせない形で、国の支援をもっと広げていくような要求を上げていくことも必要になってくるかなと思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 結構です。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時10分から再開いたします。

－休憩 14時57分－

－再開 15時08分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 今回は決算書も頂いておりますけど、決算についてお尋ねしたいことが幾つかあるんですけど、これはもう決算委員会のほうに回させていただきますので、今回は予算からのみお尋ねいたします。

それでは、質疑させていただきます。議第62号から議第67号まで、令和7年度一般会計補正予算（第4号）ほか5件からお尋ねいたします。参考させていただく資料は令和7年度9月補正予算概要（案）より参考させていただきます。

まず、道路維持補修事業1,270万円、交通安全施設対策事業350万円と、合わせて1,600万円超の増額となっております。この2項目は行政懇談会での要望を反映と説明されていらっしゃいますけれども、同じく住民からの要望でもある他の課題、例えば老朽化した公共施設の改修や防災インフラ整備などは先送りされております。なぜこれらの事業が最優先となったのか、町としての客観的な優先順位づけの基準を示していただきたいと思います。

2つ目ですけれども、次に、認定こども園整備事業3,600万円についてでございます。これについては何名かがお尋ねされていらっしゃいますけれども、この3,600万円という額は基本設計費にすぎず、今後の建設費は数億円規模に上ることがもう確実です。仮にですけれども、総事業費が10億円規模となりましたら、地方債発行

や基金取崩しに大きく依存することになるかもしれません。

令和6年度の決算では、実質公債費比率が昨年度の6.5パーセントより向上したとはいえる6.1パーセント、将来負担比率は地方債現在高の減少によりまして昨年度の22パーセントより向上しているとはいえる16.3パーセントと報告されています。10年ほど前はこれ六十何パーセントでしたから、そこから見たら大分いいわけではございますけれども、とはいえる16.3パーセントなわけです。これに新たな大型事業を重ねて、財政健全性を保てるのか、数字で裏づけた説明をお願いしたいと思います。

3つ目ですけれども、さらに基金の組入れと繰戻しについてでございます。本補正では、子育て未来基金からの繰入れ増額に対して、財政調整基金を一部繰り戻し、さらに減債基金も全額繰り戻し、4億257万円を減額しております。基金を取り崩しながら、一方で繰り戻すという操作は、これ住民さんから見ますと帳尻合わせにしか映らないように私は思います。財政戦略として一貫性があるのか、具体的な理由を明らかにして下さい。

4つ目ですけど、また、特別会計補正では国保で2,401万3,000円、介護保険で6,321万2,000円の償還金が計上されております。これらは国や県の精算に伴うものというふうに説明していただいておりますけれども、結果として町民の保険料や財政負担に影響が及ばないのか、影響ゼロと言えるのか、この辺を明確にご答弁いただければと思います。

そして5つ目ですけど、最後に、補正予算全体では一般会計規模が106億5,000万円から108億1,140万円へと増加いたしました。歳入面では普通交付税が6,020万4,000円と前年度繰越金4億1,447万円の増が大きな要因です。これら一時的な財源に依存する運営で将来の安定財源をどう確保するのか、町長として、できたら町長にこれお答えいただきたいんですけども、具体的な方針を示していただければと思います。

以上、町民生活に直結する財政の問題でもございますので、抽象的な説明ではなく、数字をもって責任ある答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設設計課長。

建設設計課長（杉本伸一君） 後藤議員より、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）についてご質問いただきました。老朽化した公共施設の改修や防災インフラの整備は先送りではないのかと、今回の行政懇談会の要望の優先度というところの基準というところでご質問を頂きました。

なかなか明確な基準というのはなかなかないところではございますが、行政懇談会で要望いただきました内容というのは、町道等、補修の内容が結構多くて、緊急

度が大変高い状況かなと。すぐ直さないといけないというようなところの中で、緊急度を優先した形での予算を確保いただいたというところで考えております。

また、そのような中で、老朽化した公共施設の対応というようなところでございますが、道路でいいますと、舗装の修繕につきましては社会資本の舗装修繕のメニューがありまして、そちらで全面的に舗装の修繕を行っているようなところでございます。今年度でいいますと、工業団地4号線ということで、第2工業団地のセブン-イレブンから上のほうへ上がっている部分の舗装の修繕を全面的に行っていけるような状況でございます。

また、橋梁の修繕につきましては道路メンテナンス事業ということで、今年度は予算のつきが悪い状況ではありますが、日野町の橋梁で3判定の橋、3判定という橋は5年以内に改修をしなければならない橋になるんですけど、そのような橋はもう全て改修が済んでおりますので、そういう公共施設の中で修繕というのは進められているというような部分があるかと思います。

あともう1点、大谷体育館の施設、そちらに対しても社会資本の交付金を活用しまして野球場のほうも直させてもらっていますし、昨年度についてはテニスコートのコートを換えたりということで、改修のほうも随時、交付金が活用できるものについては随時できるところから取り組んでいるというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 後藤議員から議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）についてご質問を頂きました。私からは、認定こども園の整備事業に3,600万円の補正について、今後、数億円規模に上ることが想定される中でいかがかと、こういう質問だったかと思います。

認定こども園の建設費については、明確にはまだ積算のほうはしておりませんけども、仮に10億円とさせていただきますと、10億円を起債させていただきまして、20年返還でさせていただきますと、大体、年で7,500万円程度やっぱり償還というのが生まれてきます。

交付税措置を考慮した場合の想定では、先ほどからご心配いただいております将来負担比率につきましてはおおむね11ポイント程度上昇するのではないかというふうに想定しているのと、また、実質公債費比率につきましても、単年度でいうと1.3ポイント程度こちらも上昇するのではないかということになります。こちらの試算だけではまだまだ健全化の悪化というところへは行きませんけども、財政的にはかなり影響を受けるものと、このように認識しております。

あと、基金の繰入れと繰戻しの件でございます。財政調整基金につきましては不測の財源不足に対応するために、また、減債基金につきましては償還に必要な財源を確保するために設けているものでございます。いずれの基金も当初予算におきま

して一般財源が不足する場合に取り崩して財源を充てておりますが、まずは年度内に繰り戻すように努めてきたところでございまして、今回の補正でもその一部を繰戻しをさせていただくものでございます。

一方の子育て未来基金の取崩しでございますけれども、こちらは子育て支援のために積み立てて、その目的以外には使用できないものであります、今回の補正ではその目的である認定こども園の整備事業の財源ということで使うことができるので、今回取り崩させていただくものでございます。

それぞれ基金の目的に応じて繰戻しや取崩しをさせていただいているものでございます。議員おっしゃるとおり、住民から見れば帳尻合わせというふうに映るかと思いますので、そこら辺はしっかりした説明が要るのかなということで、今このご質問を頂きまして、改めて再認識もさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） 国保の特別会計のところですけども、国保の特別会計では償還金で1,371万7,000円を計上しております。うち1,012万8,000円は県の普通交付金の償還金ということになります。これは前年度に国保連に概算納付した2月診療分の医療費の精算に係る償還金なのですが、県に返還する分は、同額を諸収入の滋賀県国民健康保険団体連合会余剰金返還金として国保連から返還金を収入した上で、県へ返還しております。保険料や財政負担に影響を及ぼすことはないと考えております。

続きまして、また、残りの358万9,000円も主に国の補助事業や県の交付金の精算分となります。これらも過去に収入した補助金や交付金を返還するものですので、保険料や財政負担に影響を及ぼすことはないと考えております。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田甚吉君） 介護保険特別会計の補正予算です。監査委員さんの意見書の20ページの中段のところに書いていただいているんですが、6年度の決算は標準給付費が20億1,702万9,000円の推計に対して保険給付費が18億5,983万2,862円と、計画比率92.2パーセントであったということでございます。余剰金が発生したわけですが、これは事業計画で想定した支出範囲を下回ったことによるものでございまして、国保同様、町民の介護保険料や財政負担に影響はないと考えております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 安定財源ということは非常に重要だと思っております。まずは、固定資産税がやはり一番、こういった地方自治体にとって景気に関係なく収入になってくるという意味では、工業団地等の企業が進出いただくというのは、建物、土地はもちろんですけれども、中にある償却資産も含めて、製造業を中心に、といった進出をいただくということは間違ひなく安定財源につながってくるものと

考えておりますので、現在、民間のほうでも開発いただいている、スムーズに完了いただけるように、全力で町としてはサポートさせていただきたいと思いますし、先日、県のほうで募集された県の工業団地、日野町は惜しくも漏れましたけれども、そういう機会を見つけて、新たな開発を今後していただけるよう、そういう取組も引き続き進めてまいりたいと思っております。

そして、安定財源とは言い切れないんですけれども、やはりふるさと納税に関しましては当町においてはまだまだ伸び代があると考えております。もう一定、こちらにつきましては様々な賛否がございますけれども、官民間わず大きな市場ができている中で、これが全くなくなるということは基本的にはないと考えております。そういう中で、まだまだ日野町においては伸び代がある分野だと思っておりますので、一生懸命これを頑張っていきたいと考えております。

加えて、当たり前の話でございますが、有利な交付金、補助制度をしっかりと活用して、財源確保に努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、再質疑をさせていただきます。一つひとつさせていただきます。

まず、道路事業の優先性につきましてですけども、先ほど建設設計画課長のほうからご答弁いただいたわけですけれども、緊急度を優先しているというふうにご答弁いただいたわけですけれども、中には、実際、私も東桜谷の行政懇談会しか出ておりませんけれども、その中でも例えば新田と鳥居平の本郷を結ぶ新田道と言われるところ、あそこなんかは毎年、拡幅してほしい、もう少し通りやすい道にしてほしいという出ておりますね。あそこなんかは冬凍結しまして非常に危なくて、事故も再々起こっているところというのはもうよくご存じだと思います。緊急度でいうと、かなり緊急なんじゃないかと思うんです。そういうところたくさんあると思います。

交付税の関係もあるかもしれませんけれども、そういうふうに緊急度でいうと、結構なところもほかの地域もあるんじゃないかなと思うわけですけれども、今回の増額は1,600万円超です。一方で、老朽化した施設、例えば、私は本当に東桜谷のことしか知りませんけど、東桜谷の公民館でも雨漏りがしていると、ずっと町のほうに言っているところがあると思います。ずっと直っていないわけですから、そういうものの改修とか防災対策の要望も見送られているわけです。

財政の限られた資源をどう配分したのか、この優先度の判断基準を、なかなか先ほど数字化しにくいということでしたけれども、やっぱり順位づけしているからここからというのがあるわけですから、ここら辺をぜひ数値化して町民に説明できないものでしょうか。この辺をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。実際、優先順位がついているわけですから、何を基準についていらっしゃるのかというこ

とを、やっぱり町民も知りたいというふうにきっと思われていると思います。

それから、認定こども園の整備事業についてですけれども、10億円として見た場合、だと仮定しましたら公債費比率が1.7パーセントほどですか上昇、将来負担比率が11パーセントほど上昇する可能性があるということですけれども、この事業費を加えた場合、それだけ上がっていくわけですけれども、この辺のこともきちんと、今は積算が完了してあるわけですけれども、実際に取りかかる前に、積算した結果、将来負担比率であるとか公債費比率もこういうふうに変わりますよというのを我々議会であるとか住民のほうに先に示していただきたいなというふうに、ぜひ数値で示していただきたいなと思いますけれども、その辺が可能かどうかというのもぜひお尋ねしたいと思います。

それと、繰入金と繰戻しについてですけれども、今回だけで財政調整基金と減債基金、財政調整基金から4億円ですか、減債基金から全額を繰り戻すわけですけれども、結果として基金残高はどういうふうにこれ推移するんでしょうか。住民目線でぜひ教えていただきたいと思いますし、また、この先、今後3年間で残高が増える見通しなのか減る見通しなのか、この辺もぜひ、今の持つていらっしゃる見通しで教えていただきたいなというふうに思います。

それから、国保、介護保険の精算返還金についてですけれども、これは返還金であるから直接的に影響しないというふうに先ほどお答えいただきましたけれども、これだけの巨額を町がもし負担した場合には将来保険料改定に影響しないとはちょっと言い切れないと思いますので、具体的に、ぜひ影響がゼロと保証できるのかということを明確に教えていただきたいと思います。

財政運営全般につきましては、今、町長のほうから固定資産税、これが非常にやっぱり大事なんだということで、今、現在開発中の鳥居平・松尾工業団地、こちらのほうもたくさん企業が来て下さったら、そこで固定資産税、そういったところ辺が、法人税というところ辺が入ってくる見込みも立てられると。水ものではあるけれどもふるさと納税もあるということをおっしゃっていただいたわけですけれども、ぜひ、これから当町は人口が増えていくことはちょっと難しいと思いますし、高齢化していく、生産年齢人口、税金をたくさん納められる年齢の人口が減っていく可能性って非常に大きいというふうに思います。

こういう中で、非常に私、残念だなと思うのが、せっかく工場が来ても、第1・第2工業団地にしてもダイフクさんにも、市街化調整区域が当町は少ないですから、その人たちが日野町に家を建てる、あるいは、そういった企業が日野町内に寮を造るというのが非常に難しいというふうに私は見ております。今までそうでした。ですので、せっかく鳥居平・松尾工業団地が完成したとしても、そこに通われる工場の従業員さんたちは結局、他市町から通われるというケースが想定される

わけです。非常にもったいないことだと私は思います。

そこで働いていらっしゃる方は間違いなく生産年齢人口の方々ですので、お子さんもいらっしゃったら奥さんもいらっしゃるという方もあると思いますし、ですので、ぜひこれに合わせて市街化調整区域と市街化区域の農振地、この辺をもっと緩和していただけるように強く強く国の方に、農林水産省の方にも働きかけていただくということが可能かどうか、この辺も併せてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 先ほどは道路に特化したご回答させていただきましたが、総論的に住民要望はどうあるべきかということでお答えをさせていただきたいなと思います。

今回の補正につきましては、行政懇談会の要望を受けまして現地を確認し、改修が必要があると認められるものに、できるだけたくさんのご要望にお応えするという形で予算措置を講じさせてもらったところです。ここはご理解いただいているかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

要望に対する改修の優先順位的なものなんですけども、先ほども申し上げましたように、これといって基準というのは設けていないのが正直なところです。ただ、できるだけ地元やそういった各団体の要望に応えられるように、事業規模でありますとか、特に財源の確保ができれば、その部分につきましてはその時点で当初予算もしくは補正予算に組み込んで対応させていただこうと、このような形で進めているところでございます。

いろんな要望があるかと思いますので、また議員方々につきましてもお力添えをいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、認定こども園に対しましてですけど、認定こども園に限らず大型投資に関して、この部分を町当局と議会との情報共有ができないかと、こういうふうなご意見かなと思います。

この部分につきましては私ももっともだと思います。その部分はしっかりとした数値を当局と議会のほうで共通認識を持って進めていかないと、この部分につきましては立ち行かなくなるのかなと思う部分もございますので、今後の部分につきましては議会のほうとも、足並みをそろえましてというわけじゃないんですけども、互いに情報共有しながら進められたらなど、このような考え方を持っているところでございます。

それと、基金の動向でございます。財政調整基金につきましては、ご承知のとおり、財政の不測の事態に備えて調整的に積み立てておくものですので、こちらのほうにつきましては一定額を必要として積み立てていく必要がございます。

もう一方の、それぞれの特定目的に關した基金でございますけども、こちらにつ

きましては、先ほど山本議員のご質問でもご意見で頂いたとおりでございますけども、やはりその目的を達成するために政策的に積み立てていかなければならぬのではないかと、こういうご意見も頂きましたので、こういうことも含めまして、財政状況にもよりますけども、この部分をちょっと念頭に置いて考えてまいりたいなと、こんなふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま後藤議員のほうから、雇用の状況から、さらに市街化調整区域、市街化区域の見直しにつきましての町の考えを質問いただきました。

確かに、言われますように、人口減少社会、高齢化によって生産年齢人口が減っていくというところについては非常に、日野町も特にその辺も強く意識をしながら、今、たくさん製造業がございますけれども、早めの手を打ちながら、そんなところをしっかりと企業とも意見交換して、今後も連携してやっていきたいというふうに考えているところでございます。また、少子化対策・こども未来戦略会議の中でも、中長期的な視野に立ってその辺りも、住むところをどのようにするのかということを議論しているところでございます。

先日の企業懇談会のときにも工業団地のほうから、せっかく日野にたくさん来ておられるのに住むところがないというところで、何とかしてほしいという要望も頂いておるところでございます。それを受けまして、町も今年度の知事要望には日野町の第一の要望と掲げて、こここの土地利用の緩和についてをしっかりと知事要望させていただいたところでございます。都市計画制度の緩和を重点要望として、規制緩和を要望いたしました。

個別の相談を、また、町の計画をしっかりと持って相談するというところで県とも意見交換をさせていただいたところでございますので、今後も市街化調整区域の規制の緩和がされるよう、しっかりと取組を進めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） すみません、答弁漏れがございました。基金の増える見込みがあるのかと、こういうことでございます。

財政調整基金につきましては、先ほど申し上げましたように、一定の基準額がございますので、そこまでしっかりとキープしたいなど、このように考えております。特定目的基金を増やす算段でございますけど、実質、今の財政状況を見るとなかなか厳しいところもございます。したがいまして、現状でいうと、これを大幅に増やすというのは難しいことかなと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、その事業を達成するために政策的に基金を積み上げるということは当然考えていかなければならないことだと思いますので、そのことにつきましては検討させていた

だきたいと、改めて申し上げます。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（山田甚吉君） 国保、介護の両会計の今回の補正予算につきましては、いわゆるお釣りの部分でございますので、町の財政負担に影響がないかといえば、明確に影響はございません。将来において、国保でいいますと社会保険の適用拡大でありますとか医療の高度化でありますとか、そういったことで構造的な問題として被保険者負担、保険料、都道府県統一もあって国保税が値上がりしていくという問題もありますし、介護につきましては、先ほども申し上げましたが、介護労働者の処遇改善を図っていかなければならないとか経営支援をしていかなければならないとかそういう問題も考えておりますので、これも知事要望で町長から上げていただきましたけど、保険料や市町の負担に跳ね返らないような形で国の支援をもう少しやっていただくように県から要望していただくというようなことで、制度の根幹を国が責任を持って果たしていくということ、財政支援、国の支援を大きく広げていくということは、それぞれの立場で今後も要望していかなければならないと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 先ほどの財政の問題につきましては、今この段階でも普通交付税が6,000万円、繰越金4億円超に依存している状態ですので、本当にこれで健全財政と言えるかというと、例えばこれらが将来減額された場合なんかに町はどうに歳入を補っていくかというようなことを考えると非常に不安が残るわけです。

ですから、やっぱりしっかりとこれから安定した財源を考えていく必要があると思いますので、先ほど柴田主監のほうからも、県への要望も一丁目一番地で農振法の改善について言っていただいているというのをお聞きしましたけども、その辺からやっぱり切り込んでいく必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

今回の9月補正は一般会計が106億5,000万円から約108億1,000万円へ増加したわけです。歳入は普通交付税がプラス6,020万4,000円、繰越金がプラス4億1,444万7,000円など、一時・外的要因の寄与が大きいというふうに見えます。歳出面では、認定こども園の整備が設計と測量だけですけれども3,600万円、道路維持補修が1,270万円、交通安全施設事業が350万円、有害鳥獣対策費が804万5,000円などを増額して、住民要望に沿う形で配分していただいているというふうに私も感じております。

また、特別会計では国保が2,401万3,000円、介護が6,321万2,000円の精算返還金、後期高齢が132万円のシステム改修費が新規増額計上されているわけですけれども、一方で、財政健全化判断比率の将来負担を測る指標は実質公債費比率が6.1パーセ

ント、将来負担比率が16.3パーセント、これ令和6年度の決算ですけれども、今後の大型事業実施にあたり、この健全性をどう維持していくかが問われます。

先ほど、公債費比率にしても将来負担比率にしてもこれぐらい上がるというのは総務主監のほうからも示していただいたわけではありますけれども、以上を踏まえて、執行部には次のような点をぜひ明確にしていただきたいなというふうに思います。

まず、先ほどの優先順位ですけれども、なかなか基準を設けるのは難しい話ですけれども、それでも優先順位がついているわけですから、何かが基準にはなっていると思うんです。交付金のことも当然あるでしょうけども。ですので、ぜひこれ我々議会だけじゃなくて住民に対しても、道路安全施設等の選定基準と配点を作っていて公開できないものか、また、来年度以降も、それができた場合、継続して運用していくことが可能かどうかということをぜひ考えていただけないかなというふうに思います。もうこれ答弁は結構ですけれども。

できるとこからでもやっているんだという話、すごくよく分かります。潤沢にお金があるわけじやありませんので。分かるんですけれども、してもらえたところはよかったですけれども、やっぱり何とかしてほしいと思っていても、してもらえなかつたところにしてみたら、うちとあそこでどう違うんやというふうにやっぱり思われる方は多いと思うんです。その辺をぜひ見える化してほしいなというふうに思います。

また、認定こども園の中期財政影響ですけれども、整備・運営コストのここから先の、5年から10年先までの試算をぜひ示していただきたいなど。健全化指標への波及を数値で説明していただくことは可能かどうか、これぜひお願ひしたいなというふうに思います。

基金運用の方針につきましては、ぜひ繰入れ、繰戻しの判断基準と、ここから先、残高の3年間の見通しをぜひ提示していただきたいなど。それは突然何があるか分かりませんし、突然何かあったときのための財調ですから、なかなか見通しが難しいかもしれませんけれども、ぜひその辺も数値で見せていただきたいなというふうに思います。

また、保険料への波及説明ですけれども、国保とか介護の精算返還が将来の保険料一般財源に与える影響の有無プラス規模で、これで明示することができないかどうか。そして、一時財源依存、いっつきの財源依存のできるだけの縮減計画といいますか、これにつきましては普通交付税や繰越金依存からの脱却に向けて、自主財源の具体的拡充策と達成目標を年度数値でぜひ示していただけたらうれしいなというふうに思います。

今挙げた5つは、もう答弁は結構ですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいな

というふうに思います。

本補正は必要性の高い案件を捉えていただいているとは思っておりますけれども、意思決定の透明性と中期的な財政持続性を同時に担保できてこそ町民の信頼に応えられるものになると思っております。今日の答弁では、抽象論ではなく具体的な数値と工程での説明を強く私求めましたけれども、ぜひ、数値化しにくいものはあると思いますけれども、やはり住民にはつきり示せるのは数値であると思いますので、可能なものはできるだけ数値化していただいて住民に示していただけるように改善していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、3点について質疑をさせていただきます。

議第59号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いしたいと思います。これにつきましては川東議員と高橋議員が大変細かく聞かれましたので、住民サービスの後退にならないよう安価な想定をされたということで理解いたしました。そこでなんですが、少し方向性を変えてお伺いしたいというふうに思います。

近隣4市の施設の調査などもされて、わたむきホール虹なんかはかなり安い値段ということも先ほどお聞きしたわけなんすけれども、他市町の施設では使用料について、市の在住以外の方ですとか他の市の団体さんからの場合は割増しの使用料というような考え方をされているところがあるんすけれども、我が日野町については、そのことにつきましては基本的にはどのようにお考えなのか、お教えいただきたいというふうに思います。

そしてまた、使用料が発生するほかの施設、日野町にはまだほかにあると思います。例えば日野町の林業センターですとかそういうところもあるわけなんですが、今回この2施設の改正ということなんすけれども、ほかの施設の改正についても検討を今回されたのかどうかということと、今後、ガスとか電気代とか本当に物価上昇が激しい中で存続していくためには、施設の利用料の値上げということも、ほかの施設についても考えていかなければならぬのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

次に、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）の中で、歳出の商工費で、観光施設管理事業297万8,000円についてお伺いしたいんですが、公有財産購入費ということで今回これが決まったということなんすけれども、これまでの経緯も教えていただきたいというふうに思います。

次に、議第68号、令和6年度日野町一般会計歳入歳出決算について1点お伺いします。令和6年度決算資料の2ページに入札について書かれているんですけども、

入札の監視委員会が7月、12月、2回行われております。令和5年度からは電子入札を導入されて適正な入札が行われているというふうに思っておりますけれども、そこでお伺いしたいんですけども、様々物価高騰が起こっている中で工事費なんかも以前に比べてかなりな上昇になっていると思うんですけども、そんな中で入札の業務についても影響とか課題というのは発生していないのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま中西議員より、わたむきホール虹の使用料の改定についてということで、町外住民の方への割増しということでご質問いただいたと思います。

そこについては、わたむきホール虹は現在、指定管理というような中で、収入とそれから管理料で運営されているというところもあります。町外・町内関係なく、たくさんの方にご利用いただくというのが大きな収入になってくるのかなというふうに思います。

実際には、近隣施設よりも安い状況であっても、実は、実際のところそんなに多くの町外の方の利用がたくさんあるわけではありませんが、比較的安いということで使っていただいているというのも事実でございます。

今回、公民館とかの使用料の見直しとかそういうものがご提案できていなかったわけなんですけども、その中では、公民館とかはもっと住民に近いところでございますので、できる限りそういう方々には使ってもらいたいなど。町外の方にはもうちょっと控えていただくように割増しをというようなことは、検討の材料にはしているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま、議第62号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、商工費の中の観光施設管理事業297万8,000円につきましてご質問を頂きました。

その経緯は何かということでございますが、ここの観光施設といいますのは、今現在、旧正野薬店の日野まちかど感應館、観光協会が入っている土地の一部を公有財産購入費で買わせていただくというところでございます。既に、あそこの旧正野薬店のほうは大きな本宅と併せて薬店と裏の包装場というところでございまして、もう町のほうに建物は寄附いただいて、土地は既に平成8年に買わせていただいてるんですが、今、観光協会が入らせてもらっているほとんどの土地はそのときに買っているんですが、本宅のほうに、今ちょうど旧の正野薬店さんがかぎ形にちょっと出っ張っているといいますか、本宅の玄関から横が正野薬店で、上から見ると

ちょっとかぎ形であそこは膨らんでおりまして、そこは本宅の土地の中に入っておりまして、そこは分筆して町が買うという約束になっておりました。

それが長い間いろいろと、そこは相続登記ということで、先代の方の名義になつておりましたので、相続関係とかも非常にたくさんございまして日数がかかっております。このたびようやくその登記のほうの整理ができまして、次に町のほうがその残っているところを買わせていただくというところでございまして、今年度に不動産鑑定の依頼をして、その鑑定料を補正予算として計上させてもらって購入するというところでございます。土地の表示は日野町村井1283番地の1,752平方メートルのうちの129.77平方メートルを購入するというものでございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 中西議員からご質問いただきました。私のほうからは議第59号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質問いただきました、その他の施設はいかがかという、この部分をお答えさせていただきます。

その他の施設につきましても今回の見直しに合わせまして見直しを進めてまいりましたところでございます。しかしながら、まだまだちょっと議論が必要な部分がございまして、今回は最終的な見直しには至っていないところでございます。今後また、さらに議論を進めながら、また、様々なご意見も頂きながら、引き続き見直しの検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

続きまして、議第68号の令和6年度日野町一般会計歳入歳出決算についてということで、入札の関係でご質問いただきました。工事費が上がっているが、入札への影響ということでございます。

工事単価につきましては適正な積算をさせていただきまして入札執行させていただいたわけでございますけども、考えられるのは、年度当初に予定していた予定価格、工事に限らずですけども、それが年度途中でやっぱり価格高騰で当初見込みよりも上がってくると、こういうことが想定できるのかなと思います。そういうことになりますと、工事に関しても物品に関しましても少し補正をしないと入札ができないという状況も起こり得るのかなと思っておりますので、今後そういうことにも留意しながら実行してまいりたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 再質問させていただきたいと思うんですが、町以外の方からの値段に上乗せしているという施設は、今でいうと、私が思うのは大谷体育館かな、大谷公園かなと思うんですが、それは初めからそのように金額を設定されていたのかどうかというのをちょっと教えていただきたいのと、ほかに町が持つておられる施設でそういうふうなところがあれば教えていただきたいんですが。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 中西議員の再質問の中で、町外住民の方の割増しということで、公民館のほうでは現在、割増料金は徴収しておりません。その辺については、その料金をどうするかということを今、検討中でございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 中西議員より使用料についてご質問いただきました。

大谷体育館の施設につきましては町内と町外と料金のほうが分かれておりまして、町外の方につきましては町内の方のおおむね2倍になるような価格で価格が設定されているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 公共に関する使用料ですか利用料が上がるって、ここまで物価高騰が来たかというような思いで大変残念ではありますけれども、町民の皆様にご理解いただけるように、またご説明なり啓発をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

－東 源一郎代表監査委員 退席－

－休憩 15時58分－

－再開 15時59分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

お諮りいたします。日程第2 議第51号から議第52号まで（人権擁護委員の候補者の推薦についてほか1件）については、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第51号、人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第51号、人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり適任と認めることに決しました。

次に、議第52号、日野町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

一起 立 全 員一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第52号、日野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 議第53号から議第74号まで（財産の取得について（図書館システム電子計算機器類）ほか21件）について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託につきましては、付託案件の朗読を省略し、お手元に配付いたしました付託表により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、付託表のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算決算特別委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

一同起立、礼。

一起 立 ・ 礼一

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－散会 16時02分－